平成３０年度

児 童 相 談 所 業 務 概 要

（平成２９年度実績）

鳥取県福祉相談センター
（鳥取県中央児童相談所）
鳥取県倉吉児童相談所
鳥取県米子児童相談所

児童憲章（抜粋）

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

昭和 26 年 5 月 5 日宣言

児童の権利に関する条約（主な内容）

１　１８歳未満のすべての子どもを対象とします。
２　子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
３　子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
４　両親は子どもを守り、指導する責任があります。
５　両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
６　子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どももほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
７　子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
８　家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
９　からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
１０　子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
１１　子どもは教育を受けることが認められるべきです。
１２　子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
１３　子どもが、法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
１４　この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

平成 6 年 5 月 22 日発効

目　次

Ⅰ　児童相談所の概要
　１　児童相談所の業務……1
　２　児童相談の流れ……2
　３　相談の種類及び内容一覧表……3
　４　援助の種類とその内容……4
　５　鳥取県内児童相談所及び管内状況……5
　６　組織と業務……6
Ⅱ　相談業務の状況
　１　相談状況……9
　（１）相談受付件数……9
　（２）相談の種別……10
　（３）相談の経路……10
　（４）指導・措置の状況……11
　２　各種相談の状況……12
　（１）養護相談……12
　養護相談のうち児童虐待相談の状況……13
　（２）保健相談……14
　（３）障がい相談……15
　（４）非行相談……16
　（５）育成相談……18
Ⅲ　判定業務の状況
　１　心理診断状況……19
　２　心理療法状況……20
　３　心理療法相談種別……20
　４　療育手帳・特別児童扶養手当にかかる判定、診断、証明……20
Ⅳ　一時保護業務の状況
　１　一時保護児童の人員……21
　２　一時保護児童相談種別……22
　３　年齢別受付件数……23
　４　一時保護後の処遇……23
Ⅴ　各種事業の状況
　１　巡回相談……24
　２　乳幼児に対する精密健康診査……24
　３　在宅重症心身障がい児（者）の訪問指導……24
　４　こども電話相談……24
　５　児童虐待防止対策……25
　６　その他の事業……27
　７　里親……28
Ⅵ　統計資料
　１　経路別相談受付件数……30
　２　相談処理件数……32
　３　年齢区分別・相談受付件数……34
　４　児童虐待相談状況……36
　５　調査、判定及び心理療法、カウンセリング状況……38
　６　一時保護状況……39
　７　児童福祉施設入退所状況……40
Ⅶ　その他資料
　１　県内児童福祉施設一覧……41
　２　障がい児（者）のための各種制度案内……42

Ⅰ児童相談所の概要

１　児童相談所の業務

児童相談所は児童福祉法第１２条の規定に基づき、子どもの福祉を図るとともに、その権利を保護することを主たる目的として設置された県の行政機関です。１８歳未満の子どもに関する様々な問題について、家庭等からの相談に応じ、子どもが心身ともに健全に育ち、持てる力を最大限発揮できるように専門的な援助活動を行っています。主として次のような業務を行っています。

相　　談

子どもに関する様々な問題について、家庭・学校・市町村等からの相談に応じています。

調査・診断・判定

子ども及びその家庭について、必要な調査及び医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行っています。

一　時　保　護

家庭での養育が困難な場合、虐待等により緊急に子どもの保護が必要な場合、適切な処遇指針を決定するため行動観察を行う必要がある場合、短期間のカウンセリング、生活指導等が必要な場合に、子どもの一時保護を行います。

また、状況によっては児童福祉施設等に一時保護を委託しています。

援　助　決　定

受けた相談について、調査・診断・判定を行い、それに基づいて援助方針を決めます。その際、子どもの気持ち、保護者等の意見や社会資源等の条件を考慮して支援をしていきます。

支援の内容としては、在宅指導（継続指導・児童福祉司指導等）や場合によっては児童福祉施設・里親への措置もあります。

市 町 村 支 援

子どもの福祉に関する市町村の業務に対して、必要な援助を行っています。

2 児童相談の流れ

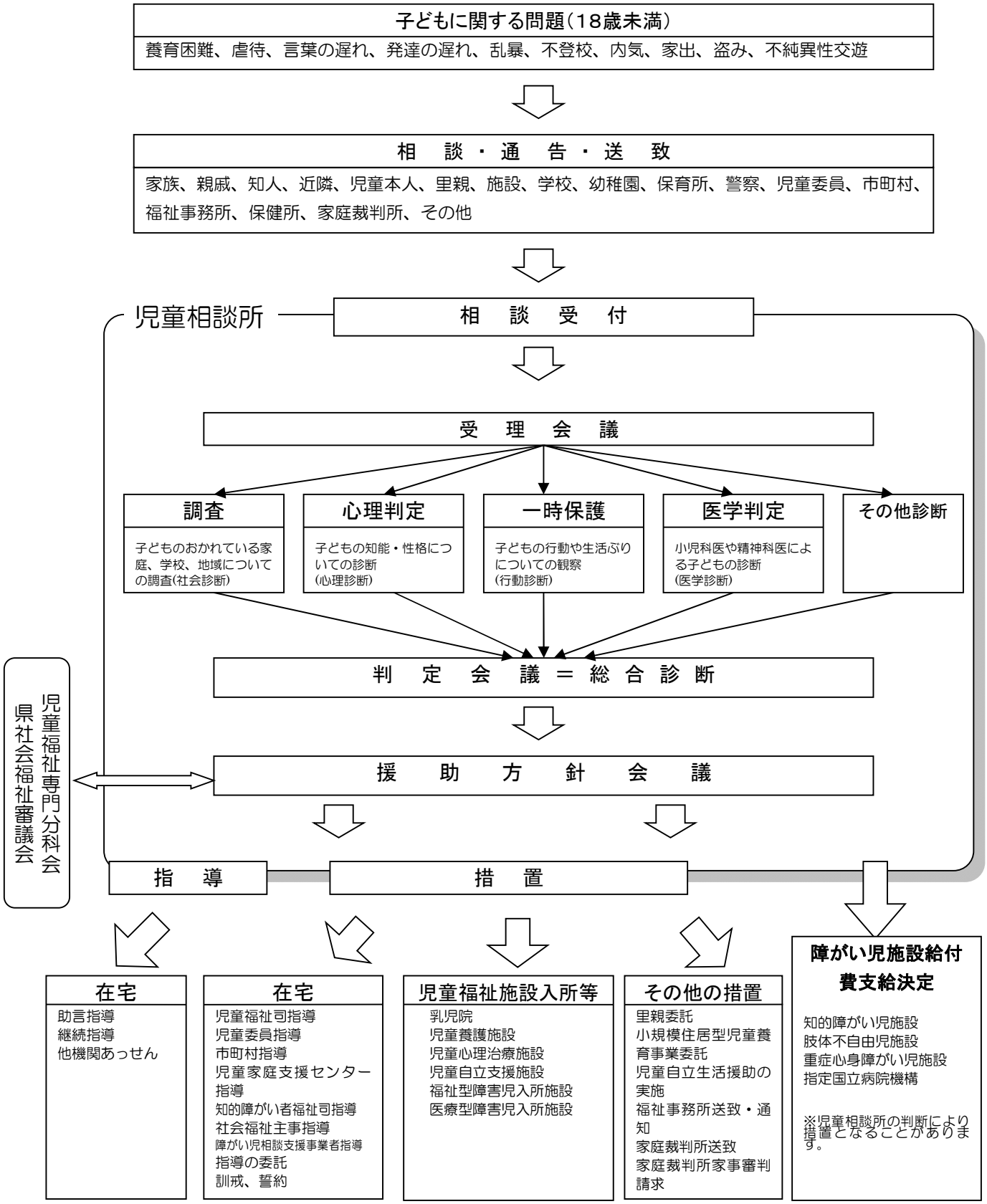

受理会議・・・子どもの問題について相談を受け付けると、調査や診断の方針や一時保護の要否を検討するなど、相談についてどのように対応するかを話し合います。

判定会議・・・社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に検討し、援助指針案（具体的な援助の目的、方法など）を作成します。

援助方針会議・・・判定会議の結果に基き、子どもをめぐる問題点を解決するのに最も好ましいと考えられる援助指針を子ども、保護者の意向を尊重し、決定します。

3 受け付ける相談の種類及び主な内容

養護相談	1．児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第２条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2．その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	3．保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	4．肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5．視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	6．言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7．重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	8．知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	9．発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行相談	10．ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第２５条による通告のない子どもに関する相談。
	11．触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第２５条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	12．性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13．不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14．適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15．育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16．その他の相談	１～15のいずれにも該当しない相談。

４ 援助の種類とその内容

指導	在宅	助言指導	１回ないし数回の助言、指示、説得、承認及び情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる児童、保護者に対して行う指導
		継続指導	複雑困難な問題を抱える児童、保護者等を一定期間児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により継続的に行う指導（治療）
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導及び訓練等を受けることが適当と認められる場合、児童及び保護者の意向を確認し、適切な機関を紹介
措置	在宅	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する等、処遇に専門的な知識や技術を要する児童に対して、児童福祉司が定期的に家庭や学校、地域等を訪問したり、必要に応じて通所させる等の方法で継続的に行う指導
		児童委員指導	問題が家庭環境にある、主任児童委員、児童委員による家庭内の人間関係の調整や経済的援助等により解決すると考えられる場合についての指導を委託
		市町村指導	子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において子育て支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対し、指導措置を市町村に対し委託
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対し、児童及び保護者等に同意を得た上で指導を委託
		知的障害者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障がいに関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、必要に応じて福祉事務所経由により在宅指導を委託
		障がい児相談支援事業を行う者の指導	障がい児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障がい児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う指導
		訓戒、誓約	児童又は保護者に注意を喚起することにより問題の再発を防止できる見込みのある場合に行う（必要に応じ誓約書を提出させる）
	児童福祉施設入所		家庭で子どもの養育が困難な場合、また長期にわたって専門的な指導が必要な場合、子どもの状態により適切な施設を紹介し、入所させる
	その他の措置	里親･小規模住宅型児童養育事業委託	施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適当と認められる要保護児童を登録された里親や小規模住宅型児童養育事業者へ養育を委託
		児童自立生活援助の実施	義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない子どもを対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする事業
		福祉事務所送致等	児童（１５歳以上）の成人施設への入所や助産施設、母子生活支援施設、保育所入所措置の必要な場合、又は児童や保護者等を知的障がい者福祉司、社会福祉主事に指導させる必要がある場合に送致、報告、通知を行う
		家庭裁判所送致	児童を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合（法第２７条第１項第４号）や児童への拘束や強制が必要な場合（法第２７条の３）に行う
		家庭裁判所家事審判請求	児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認（法第２８条）や親権喪失宣告の請求、後見人選任・解任の請求を行う
障がい児施設給付費支給決定			障がい児施設等の利用の決定を行う。

5　鳥取県内児童相談所及び管内状況

鳥取県には、東部、中部、西部の３地域に児童相談所が設置されています。

（平成３０年４月１日現在）

	米子児童相談所	倉吉児童相談所	福祉相談センター （中央児童相談所）
児童相談所			
所在地	〒683-0052 米子市博労町４－５０ 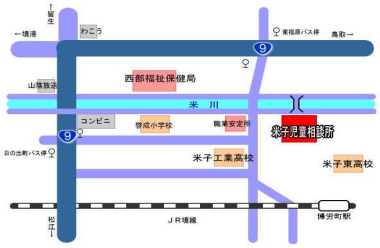	〒682-0881 倉吉市宮川町２－３６ 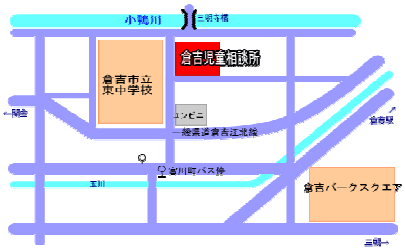	〒680-0901 鳥取市江津３１８－１ 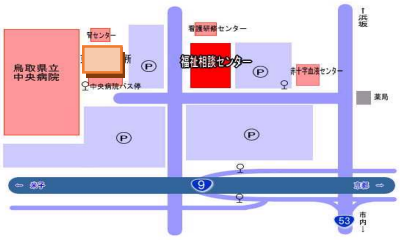
連絡先	電話 0859-33-1471 FAX 0859-23-0621 メール yonagojidosodan@pref.tottori.lg.jp ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=39045	電話 0858-23-1141 FAX 0858-23-6367 メール kurayoshijidosodan@pref.tottori.lg.jp ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=39044	電話 0857-23-1031 FAX 0857-21-3025 メール fukushisodan@pref.tottori.lg.jp ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34903
管轄地域	鳥取県西部 （米子市、境港市、西伯郡、日野郡）	鳥取県中部 （倉吉市、東伯郡）	鳥取県東部 （鳥取市、岩美郡、八頭郡）
	面　積：1,208.4k㎡ 人　口：２３６，５１１人 世帯数：９０，９１５世帯 児童数：３７，３６２人	面　積：780.4k㎡ 人　口：１０４，３２０人 世帯数：３６，９２８世帯 児童数：１６，５２８人	面　積：1,518.2k㎡ 人　口：２３２，６１０人 世帯数：８９，０５１世帯 児童数：３６，６３７人
	鳥取県全域 面　積：3,507.１３K㎡　人　口：５７３，４４１人　世帯数：２１６，８９４世帯　児童数：９０，５２７人		

人口、世帯数、児童数については、平成２７年国勢調査

６ 組織と業務

福祉相談センター（中央児童相談所）（平成３０年４月１日現在）

【組織】

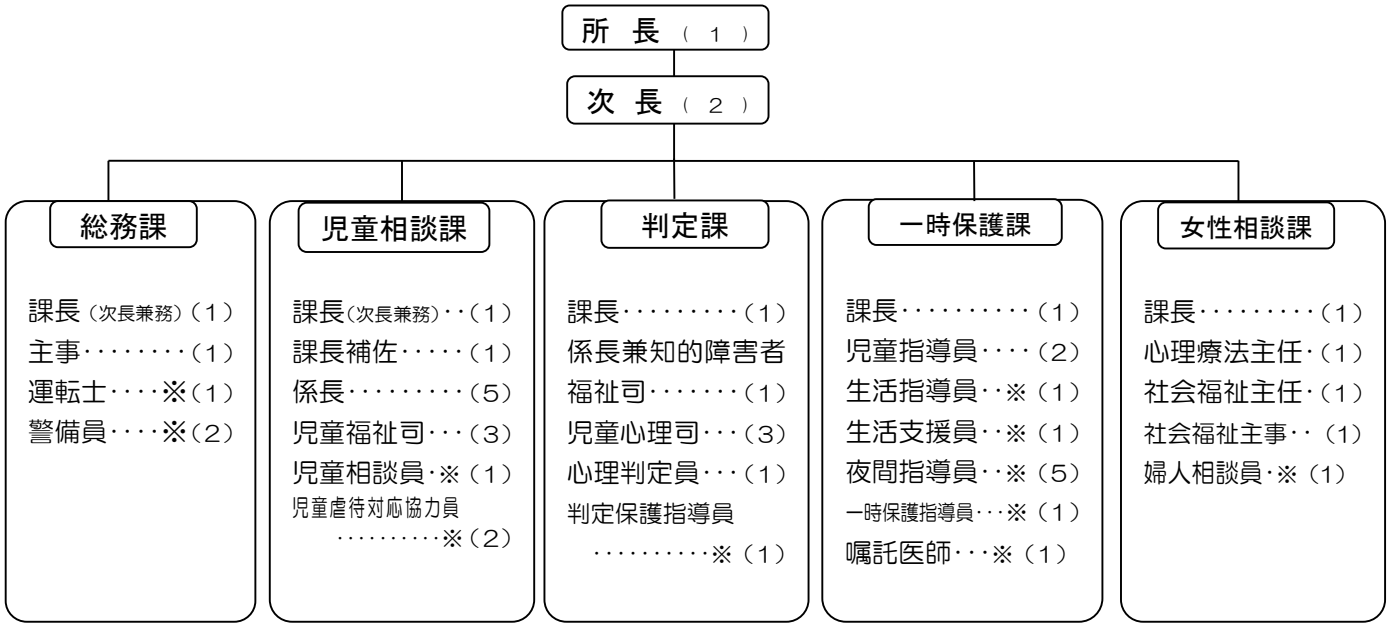

（ ）内は人数　※は非常勤職員

【各課の業務】

総　務　課

・総務事務、庁舎管理、センターの総合企画・調整、公用車の運行・管理

児童相談課

・児童に係る相談、社会調査、措置・指導

判　定　課

・児童及び要保護女子等に係る心理判定
・心理治療等児童への心理治療、軽度の情緒障がい児治療、保護者への助言指導
・知的障がい者に係る相談及び判定

一時保護課

・児童の緊急保護、行動観察、生活指導
・要保護女子等の一時保護

女性相談課

・要保護女子、暴力被害女性に係る相談、調査、保護、援助

倉吉児童相談所　（平成３０年４月１日現在）

【組織】

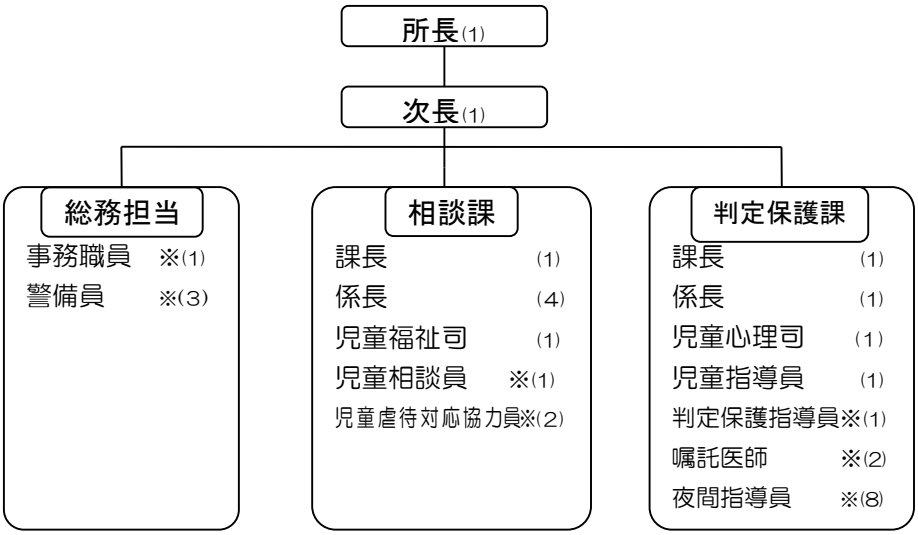

※非常勤職員

【各課の業務】

総務担当

・予算、決算、出納、文書、庁舎管理、措置費負担金徴収事務等

相 談 課

・相談の受付、児童相談に係る社会調査、児童の措置、指導

判定保護課

・児童・保護者等に対しての心理診断、児童・保護者等に対しての心理治療、保護者への助言指導
・児童の緊急保護、行動観察、短期入所指導

米子児童相談所　（平成 30 年４月１日現在）

【組織】

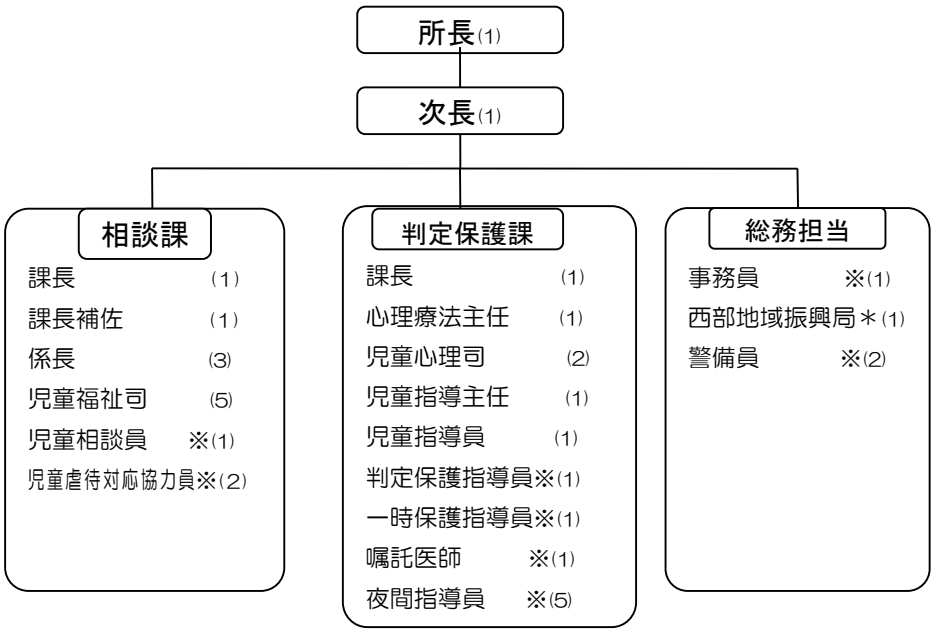

※　非常勤職員
＊　兼務職員

【各課の業務】

総務担当

・庶務一般、会計一般、庁舎警備、夜間及び休日の緊急電話取り次ぎ

相談課

・相談の受付、児童相談に係る社会調査、児童の措置、指導、措置費負担金事務、電話相談

判定保護課

・児童・保護者等に対しての心理診断、児童・保護者等に対しての心理治療、保護者への助言指導
・児童の緊急保護、行動観察、短期入所指導

〇人事、予算、庁舎管理、文書管理等については、管理部門担当

Ⅱ　相談業務の状況

相談受付・調査

子どもに関する問題について、子ども、家族、学校等からの相談や福祉事務所、警察等の関係機関からの通告・送致を受け付けます。受け付けた相談等について、子ども・保護者等の状況や事態を把握し、必要な処遇を判断するために、調査診断を行います。

調査は、児童福祉司や相談員等が中心となり、子どもの家庭環境、所属集団の状況、生活歴、現況等について、面接（所内・訪問）、電話、関係機関への照会などにより行います。

指導・措置等

調査結果から導き出された社会診断に加え、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に判断し、子どもに関わる問題の解決に最も効果的と考えられる援助指針を決定します。これにより、子ども及び保護者等への指導（助言指導・継続指導・他機関あっせん等）や、子どもの児童福祉施設等への入所又は通所、里親への委託、家庭裁判所、福祉事務所送致等の措置を行います。

１　相談状況

（1）相談受付件数

平成２９年度の鳥取県内の児童相談所における相談受付件数は１,７８６件でした。最近５年間の相談受付件数の推移は下図のとおりです。

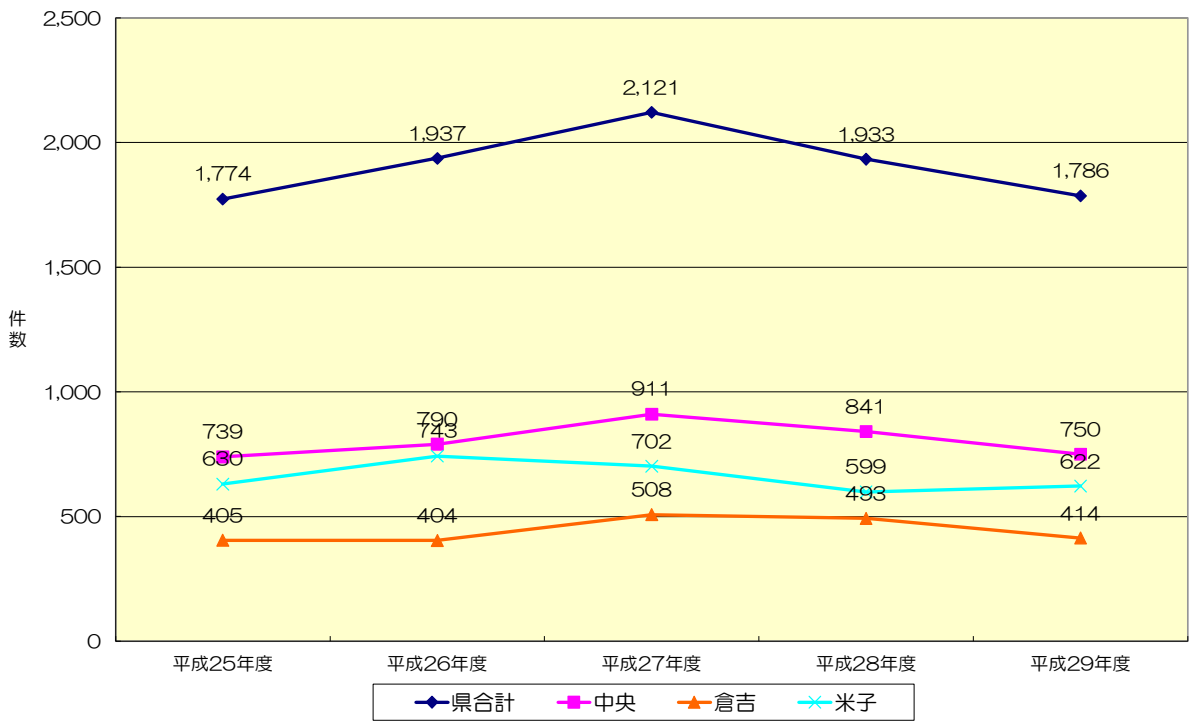

（2）相談の種別

相談種別は養護相談が最も多く、次いで障がい相談、育成相談の順となっています。

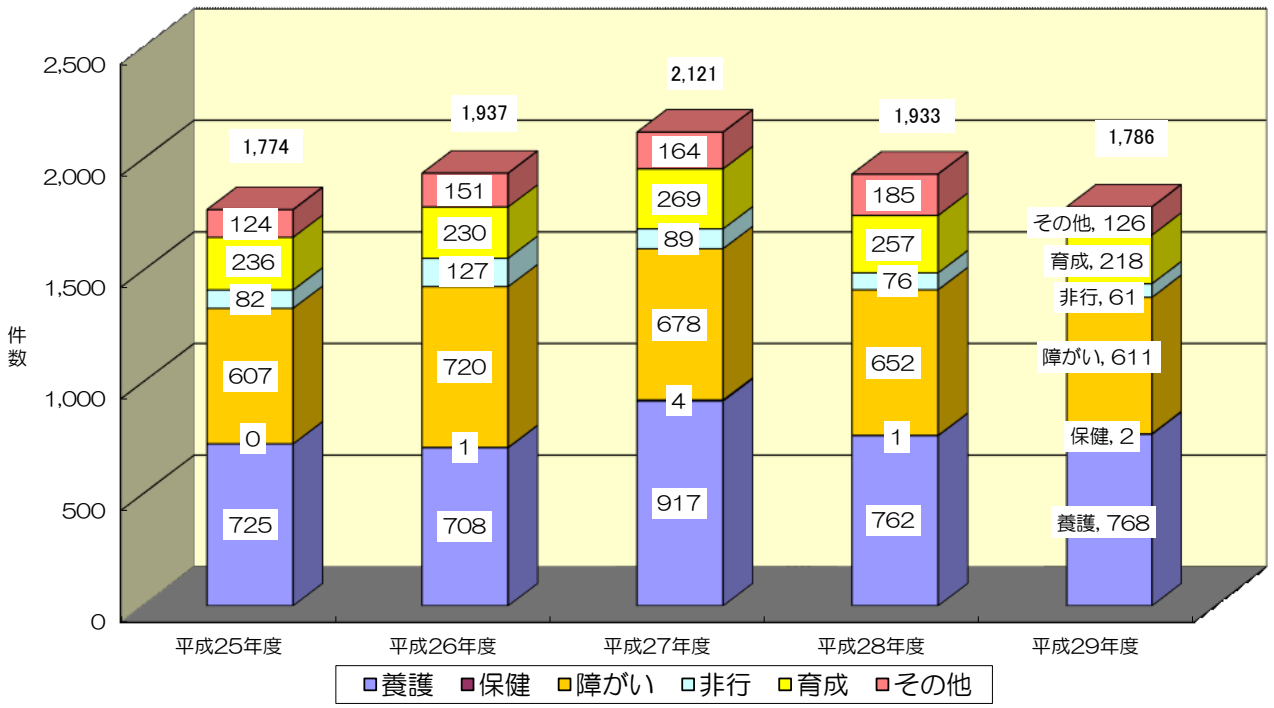

（3）相談の経路

相談経路は、家庭・親戚からの相談が最も多く、８６４件でした。

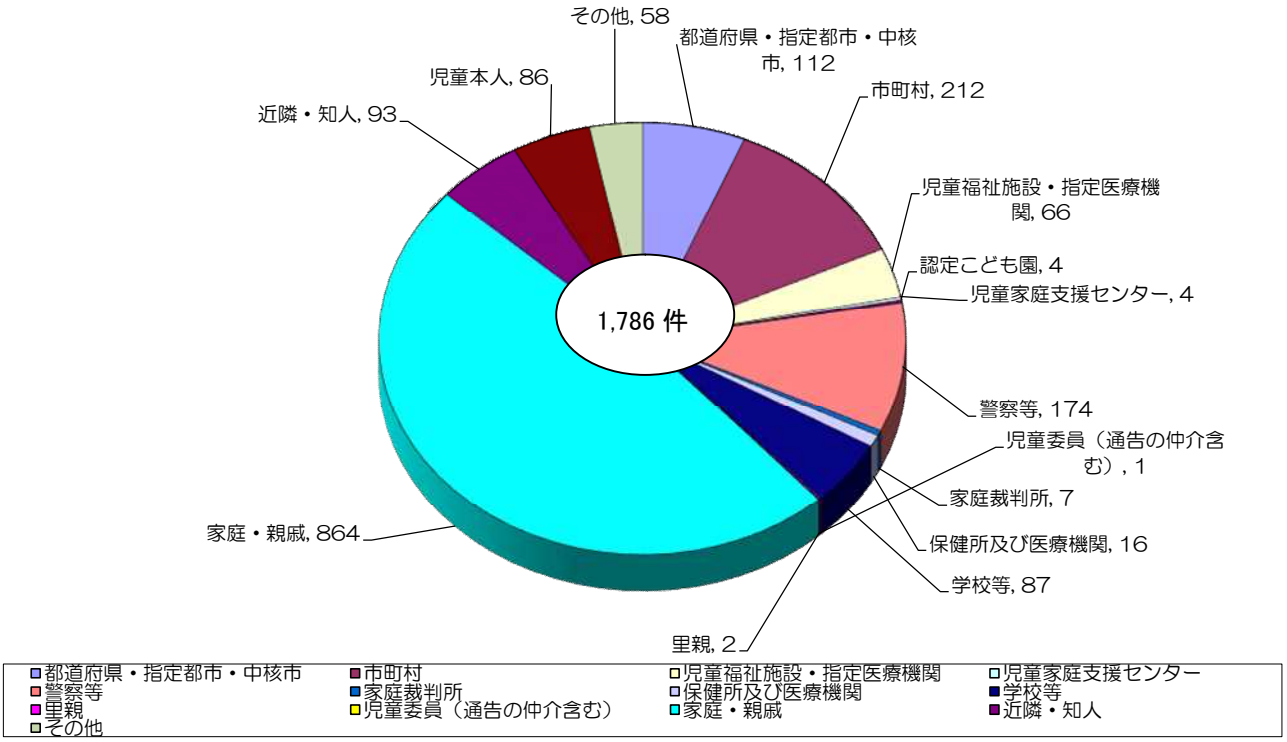

（4）指導・措置の状況

助言指導が 1,２９４件で最も多く、次いで継続指導２４３件、児童福祉施設入所６８件の順となっています。

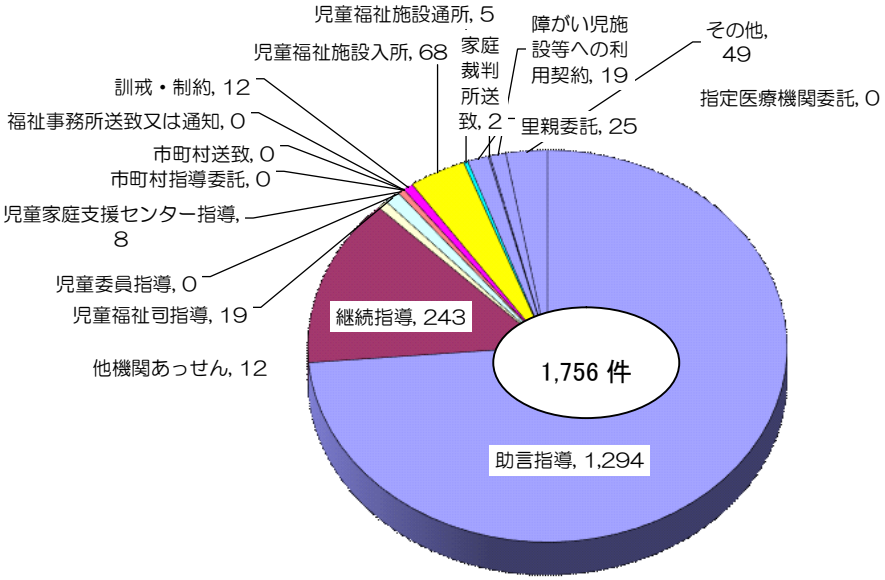

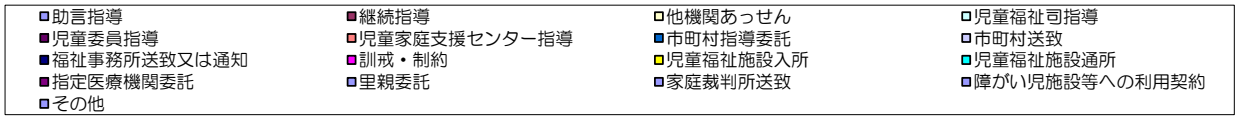

２ 各種相談の状況

（1）養護相談

平成２９年度の養護相談受付件数は７６８件で、相談種別の中で最も多い相談となりました。

平成２９年度中に処理をした養護相談の内容は、虐待以外の家庭環境による相談が２１１件で最も多く、次いで虐待相談が７６件となっています。

ア　養護相談推移（受付件数）

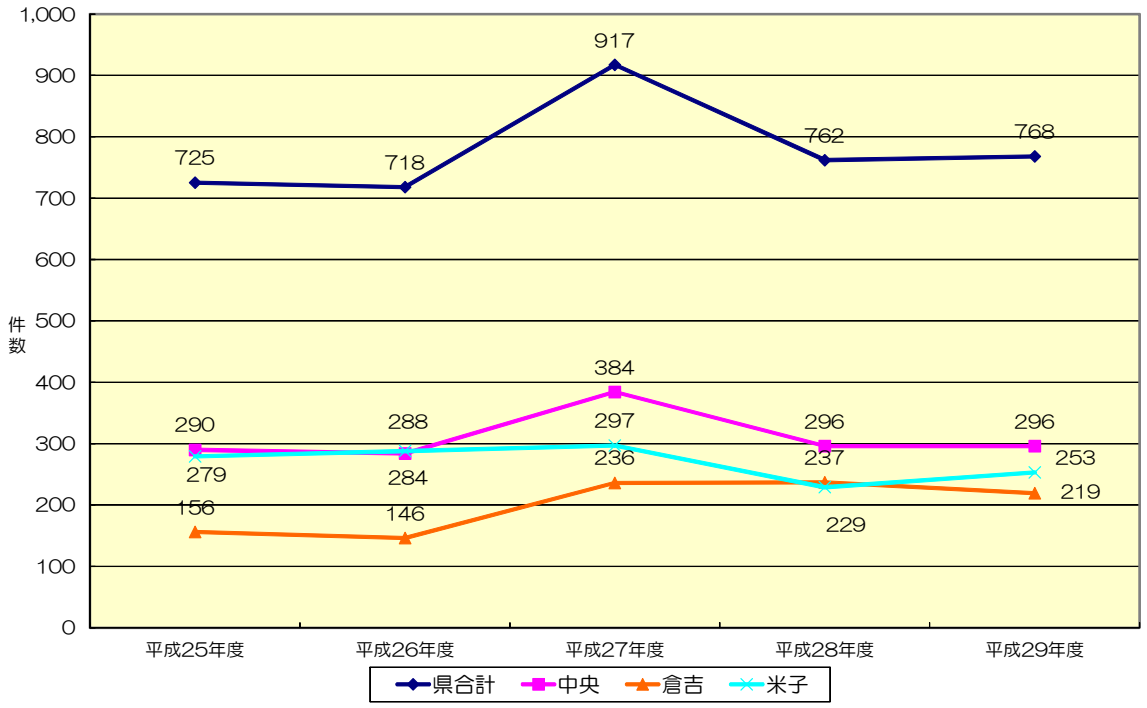

イ 養護相談種別（処理件数）

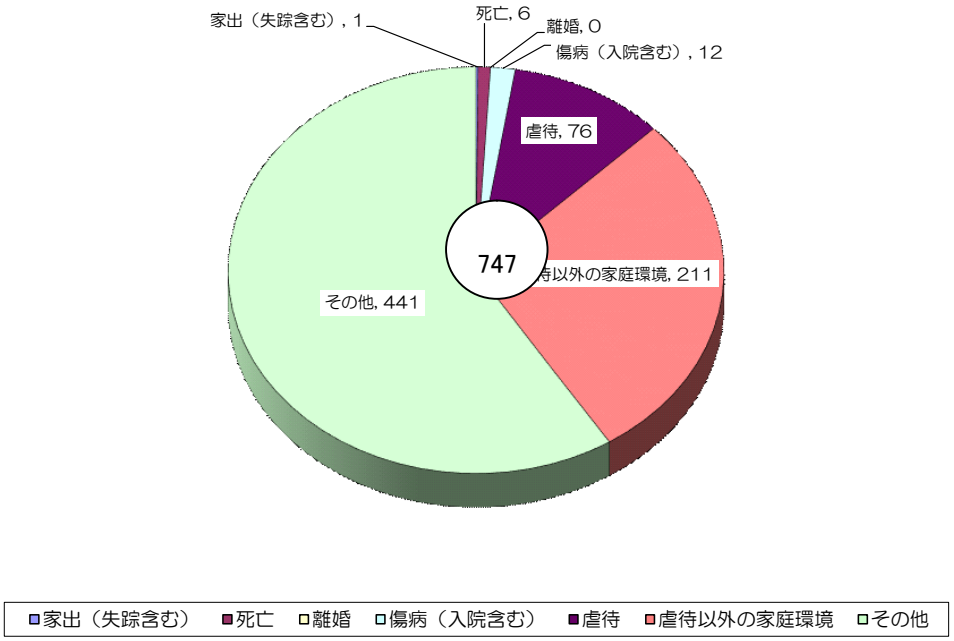

ウ　養護相談のうち児童虐待相談の状況

平成２９年度の相談件数は７６件でした。主な虐待内容は身体的虐待と保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が多く、次いで心理的虐待となっています。被虐待児の約７０％は小学生以下の子どもで、虐待者は実母が最も多くなっています。

相談に対する処理は、児童福祉施設入所が約２０％、面接指導（助言指導、継続指導、他機関あっせん）が全体の約７５％となっています。

（ア）虐待相談推移（処理件数）

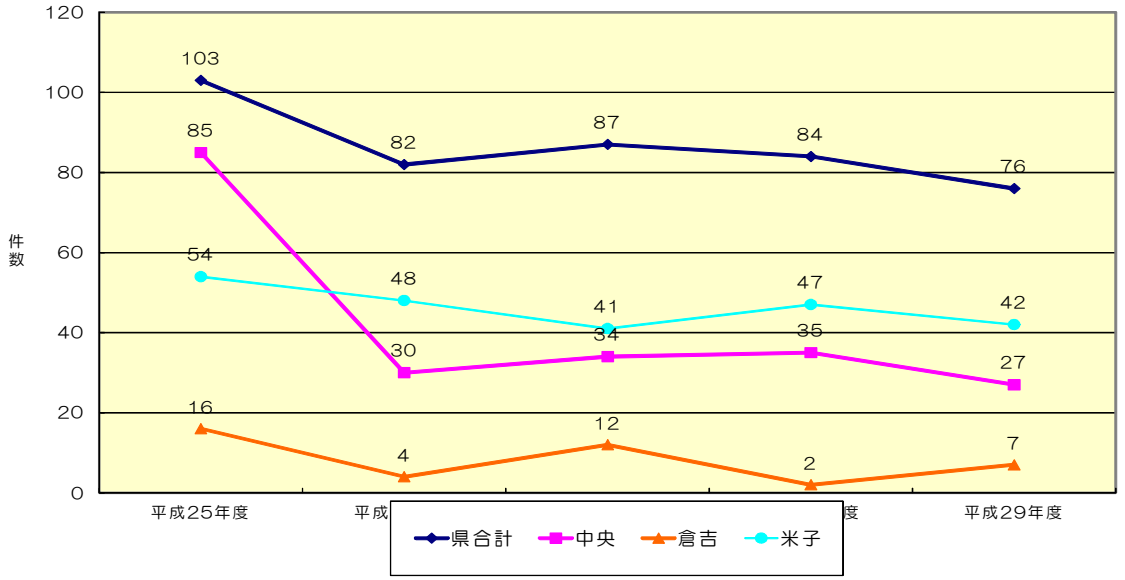

（イ）経路別相談件数

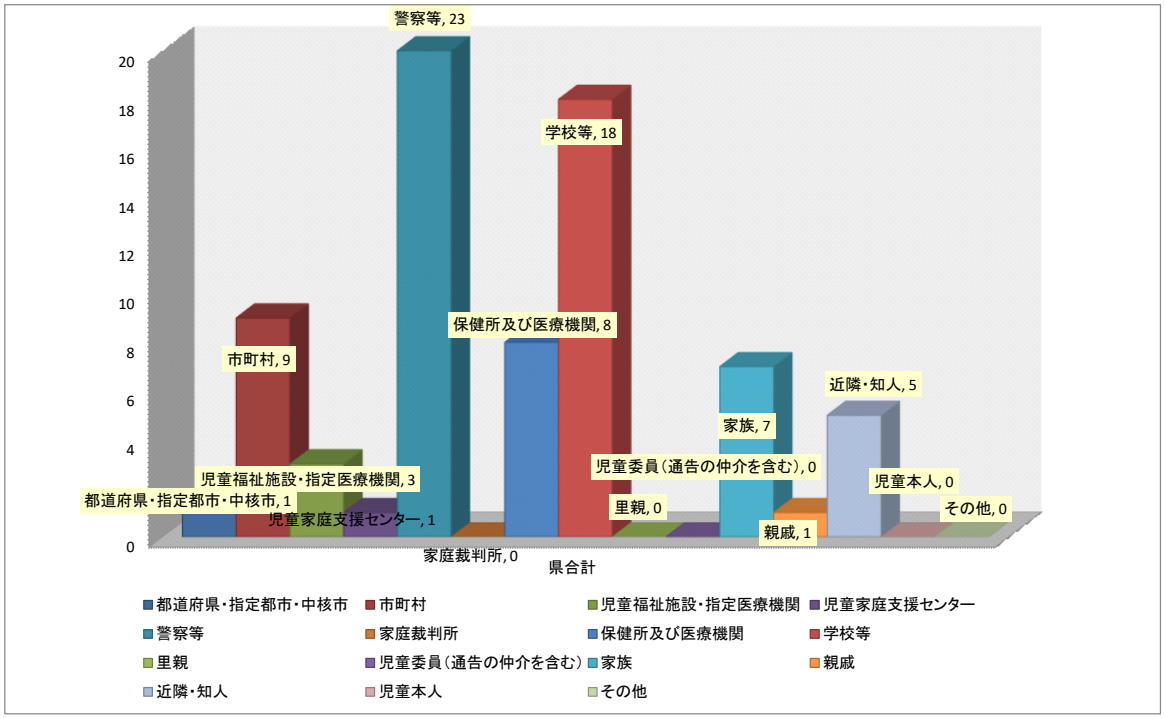

（ウ）虐待の種別

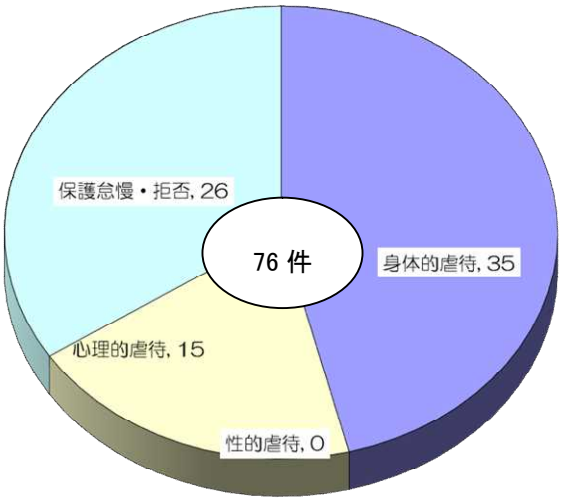

（エ）主たる虐待者

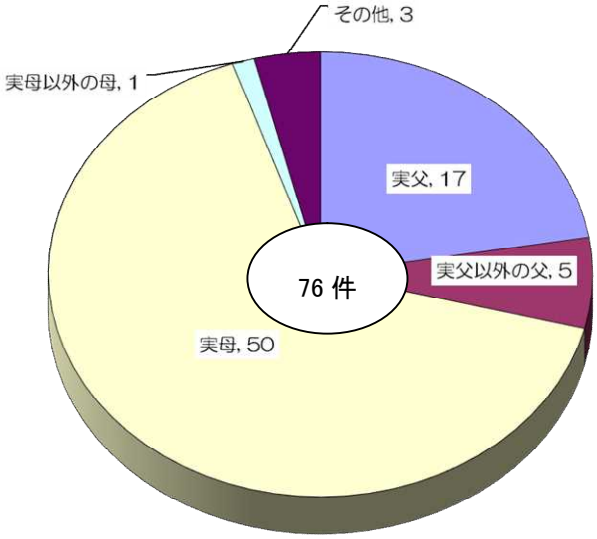

（オ）被虐待児の年齢

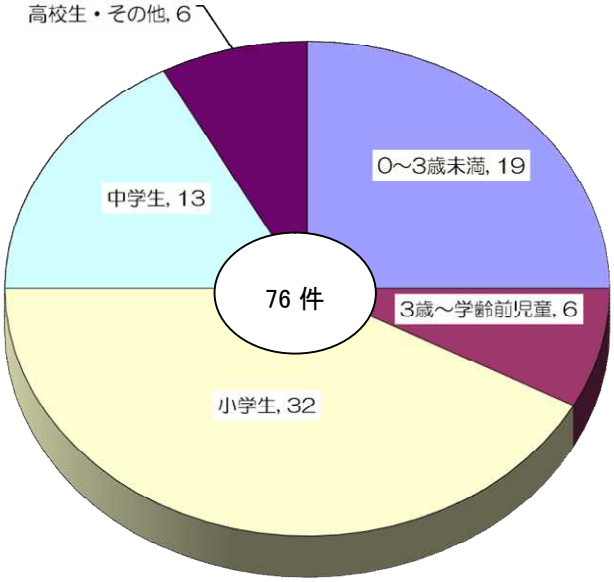

（カ）虐待相談処理

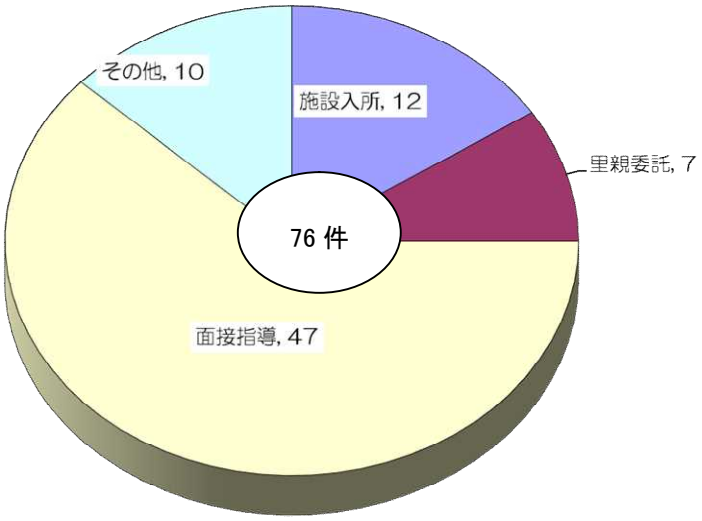

（2）保健相談

保健相談は身体的に弱いなど、様々な疾患で養育指導上特別の配慮等が必要な子どもについての相談です。平成２９年度の相談件数は１件でした。

（3）障がい相談

平成２９年度の障がい相談は受付件数が６１１件でした。
障がい相談の内容別では、知的障がい相談が最も多く全体の約９７％、次いで肢体不自由相談となっています。

ア　障がい相談推移

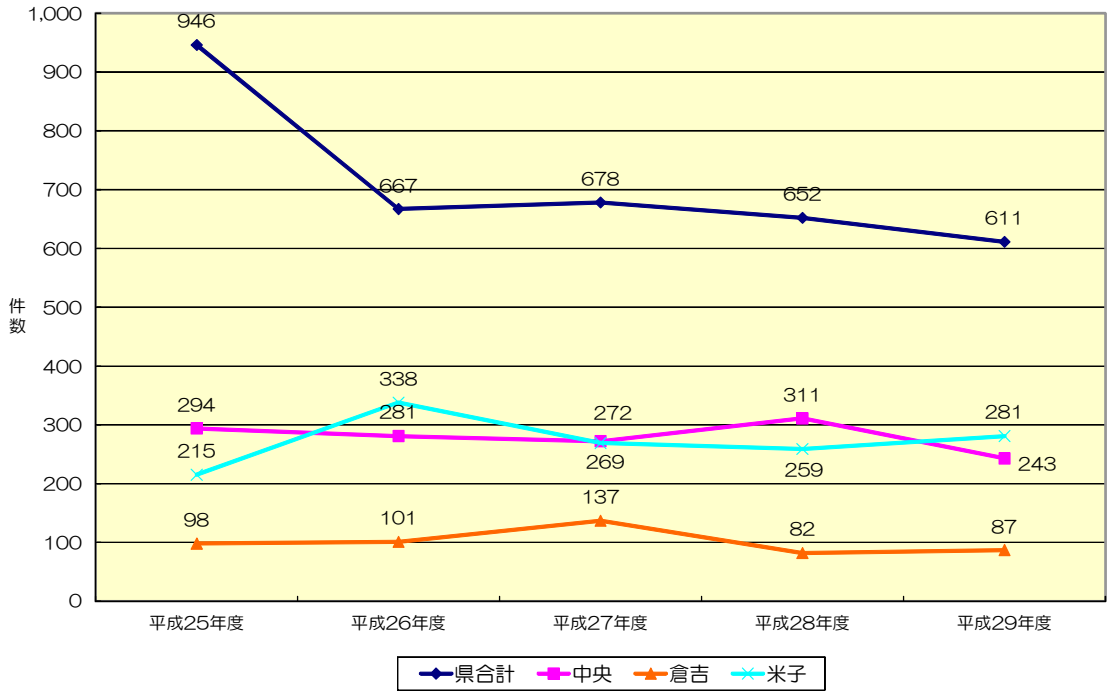

イ　障がい相談種別

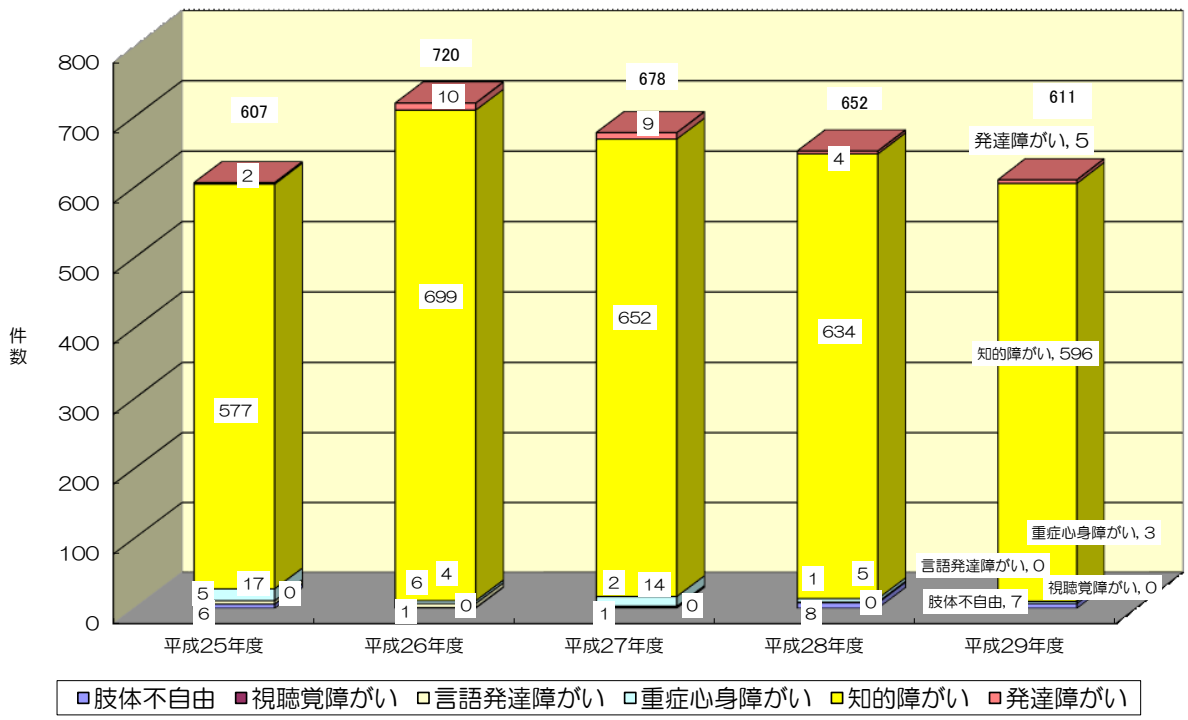

（4）非行相談

非行相談には、家出、乱暴、不純異性交遊などのぐ犯行為等相談と、窃盗、暴行傷害等により警察や家庭裁判所から通告・送致を受けた子どもについての触法行為等相談があります。非行相談のうち、平成２９年度の相談件数は、ぐ犯行為等相談が約６１％、触法行為等相談が約３９％となっています。

ア　非行相談推移

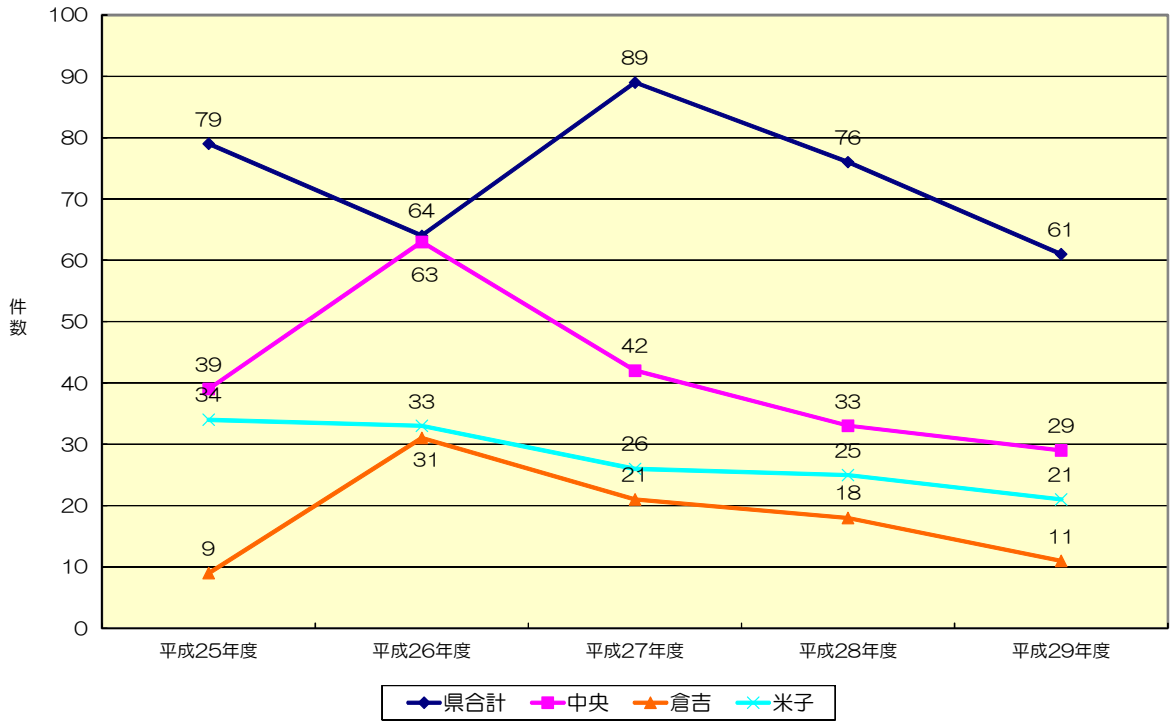

イ　非行相談種別

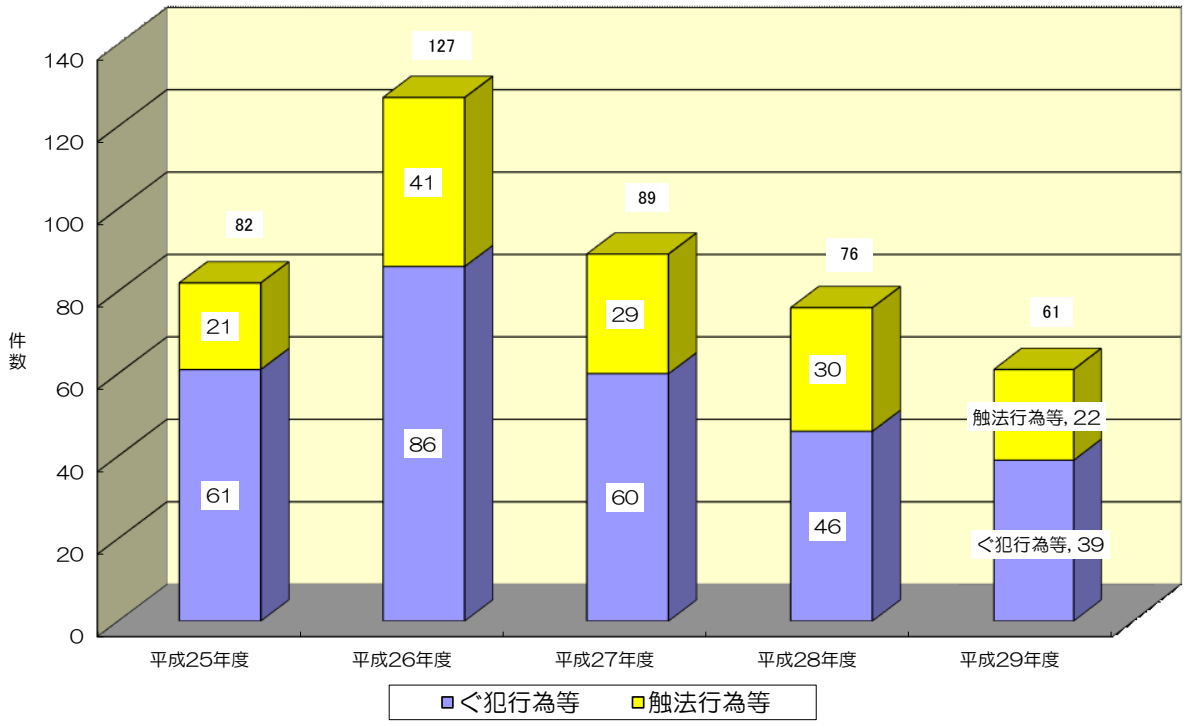

ウ ぐ犯行為等相談内容

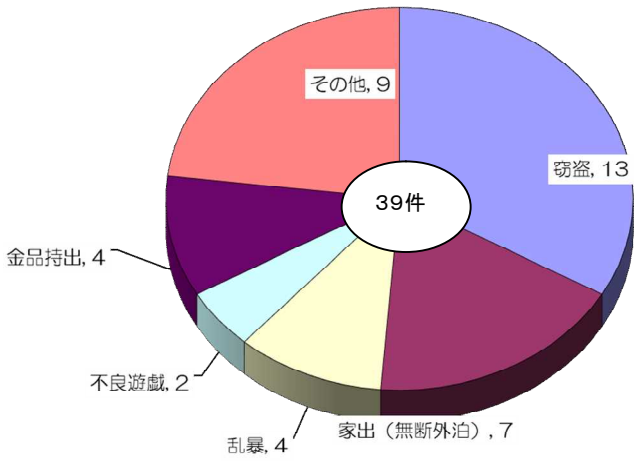

エ 触法行為等相談内容

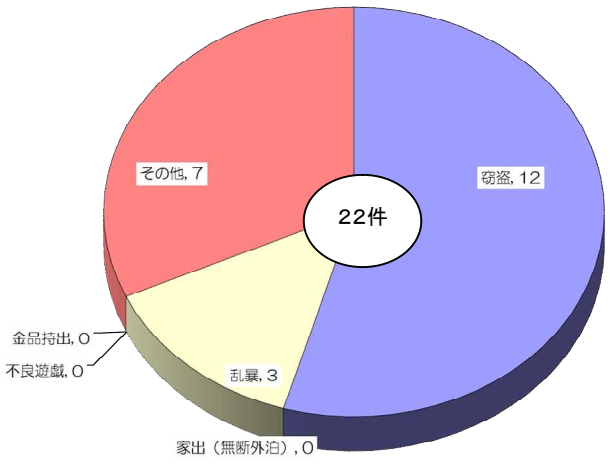

(5)育成相談

育成相談の種類別では、落ち着きがない、内気等子どもについての性格行動相談が最も多く全体の約５６％を占め、次いで、育児・しつけ相談が約２３％となっています。

ア 育成相談推移

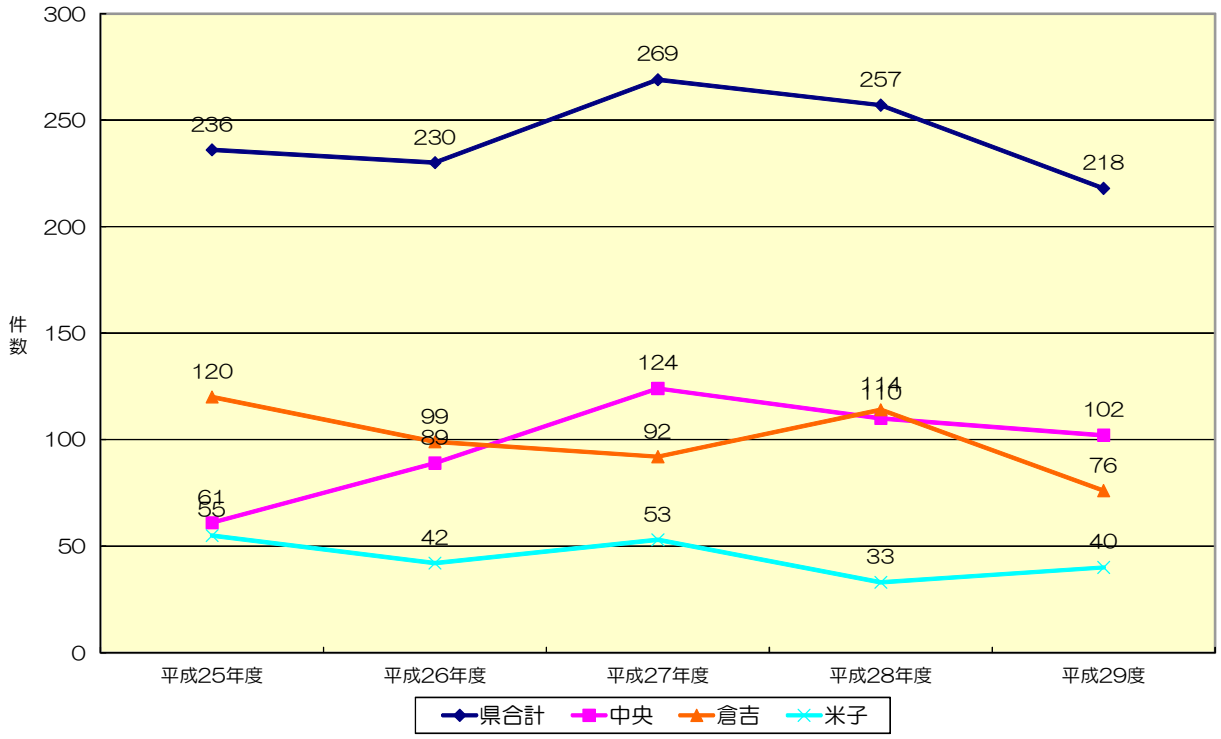

イ　育成相談種別

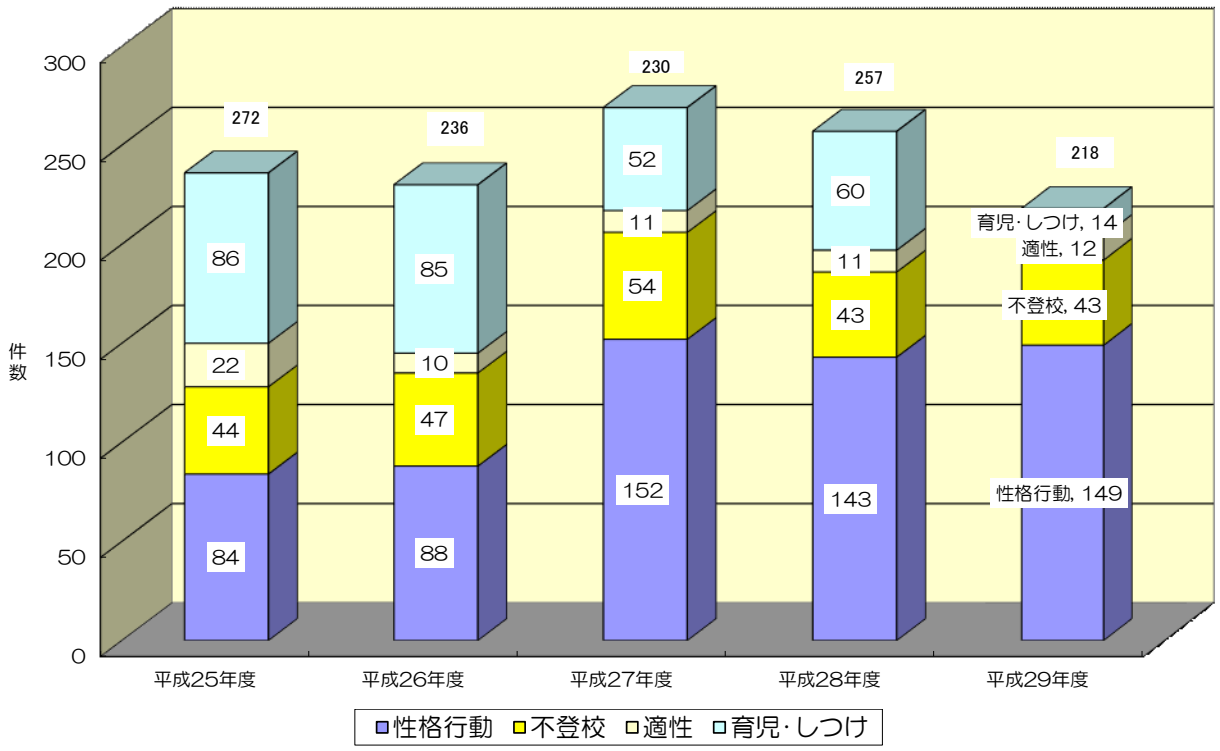
300
250
200
150
100
50
0
件数
272
236
230
257
218
86
22
44
84
85
10
47
88
52
11
54
152
60
11
43
143
育児･しつけ, 14
適性, 12
不登校, 43
性格行動, 149
平成25年度
平成26年度
平成27年度
平成28年度
平成29年度
性格行動
不登校
適性
育児･しつけ

Ⅲ　判定業務の状況

判定業務

判定業務には主に心理診断と心理療法があり、相談を受けた子どもや保護者等の心理検査や面接を行っています。そのほかに、療育手帳に係る判定や知的障がいに係る特別児童扶養手当受給に必要な診断や巡回相談なども行っています。

心理診断

相談のあった子どもや保護者等について、知能検査、発達検査・面接など心理判定（診断）を行い、子ども等の心理的な状況を把握し、援助方針決定の際の判断材料とします。

心理療法

心理的なケアが必要な子どもや保護者等に対して、遊戯療法やカウンセリングなど個人又は集団による心理療法を行います。

1　心理診断状況

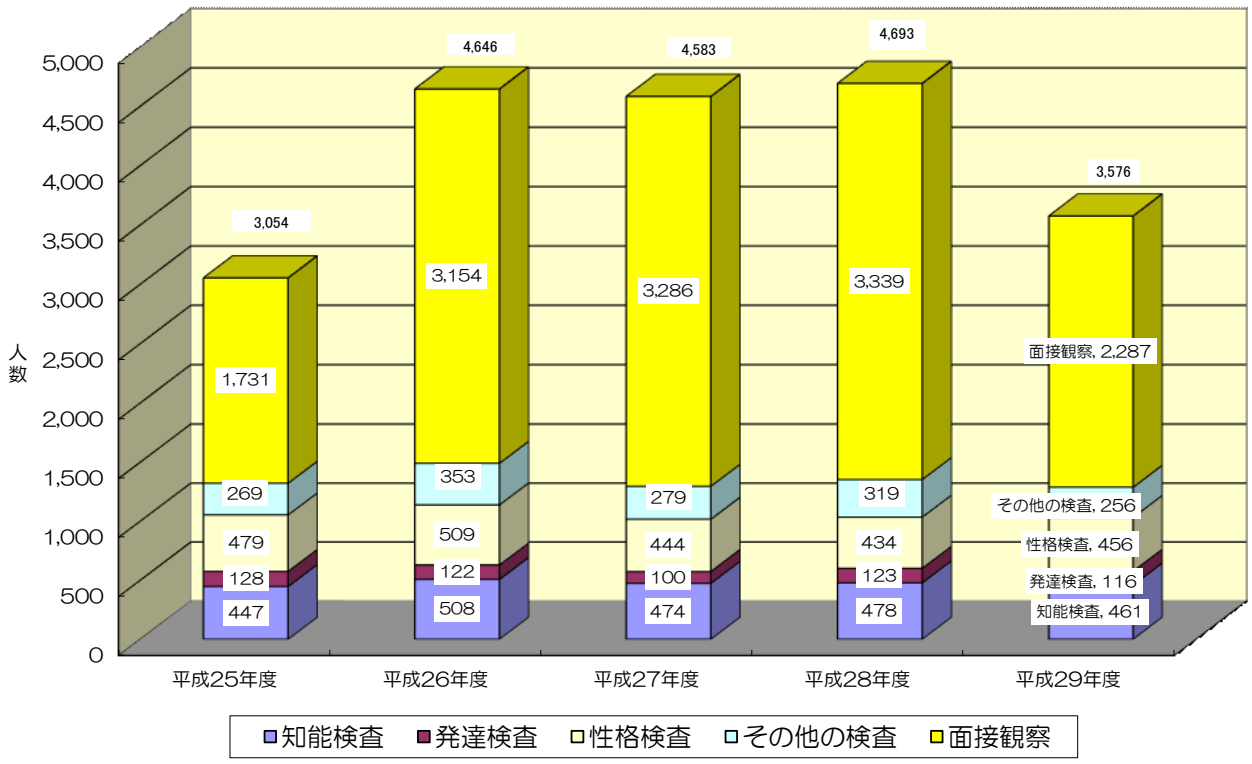

2 心理療法状況 （延べ件数）

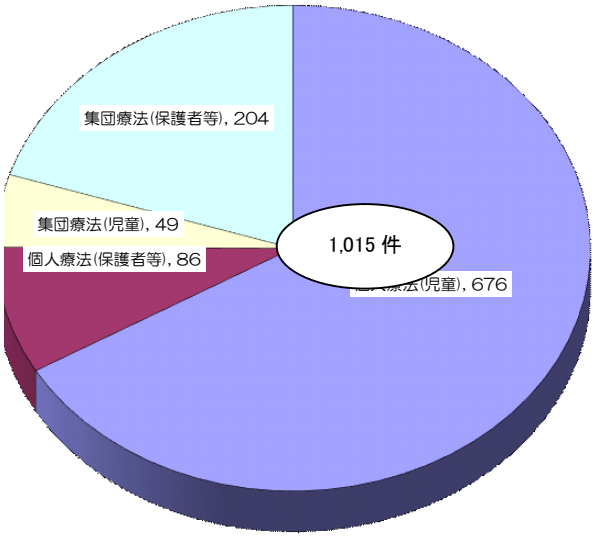

3 心理療法相談種別（実件数）

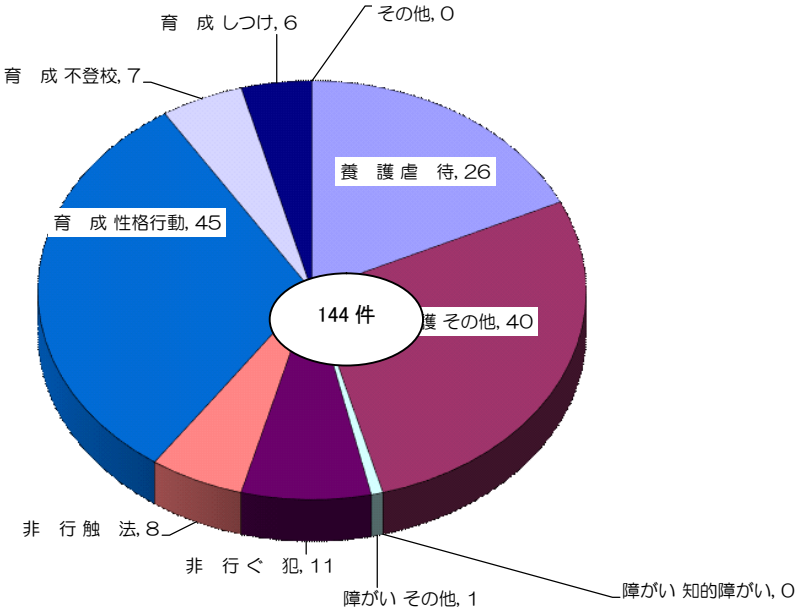

4 療育手帳・特別児童扶養手当にかかる判定、診断、証明

特別児童扶養手当			療育手帳			その他
診断・判定	証明	計	交付	再判定	計	証明
64	43	107	118	182	300	99

Ⅳ　一時保護業務の状況

一時保護業務

児童相談所では、家庭内での養育困難、家出、被虐待などの子どもを、一時保護所での一時保護、行動観察、短期入所指導を行うほか、児童福祉施設・里親等への一時保護委託を行っています。

一時保護を行う必要がある場合は概ね次のとおりです。

・緊急保護…虐待等により子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合、家出や非行等により子どもを保護する必要がある場合

・行動観察…適切な援助方針を決めるために、十分な行動観察、生活指導を行う必要がある場合

・短期入所指導…短期間の生活指導、心理療法等が有効と判断され、児童の性格、環境等の条件により他の方法による処遇が困難又は不適当と判断される場合

一時保護所

一時保護所は、児童相談所に併設されており、保護を必要とする子どもを一時的に保護する施設です。

一時保護中の子どもは、規則正しい生活をして、学習・スポーツ・制作活動・簡単な作業・レクリエーション等を行います。その間に、子どもの日常生活における身辺整理、対人関係、学習態度、遊び、興味関心、社会性等の把握に努め、援助方針決定の際の判断材料の一つとし、子どもの生活がより良いものとなるよう考えていきます。

また、一時保護の間、子どもの心理的状況を把握するため、必要に応じ判定部門による心理判定も行われます。

1　一時保護児童の人員

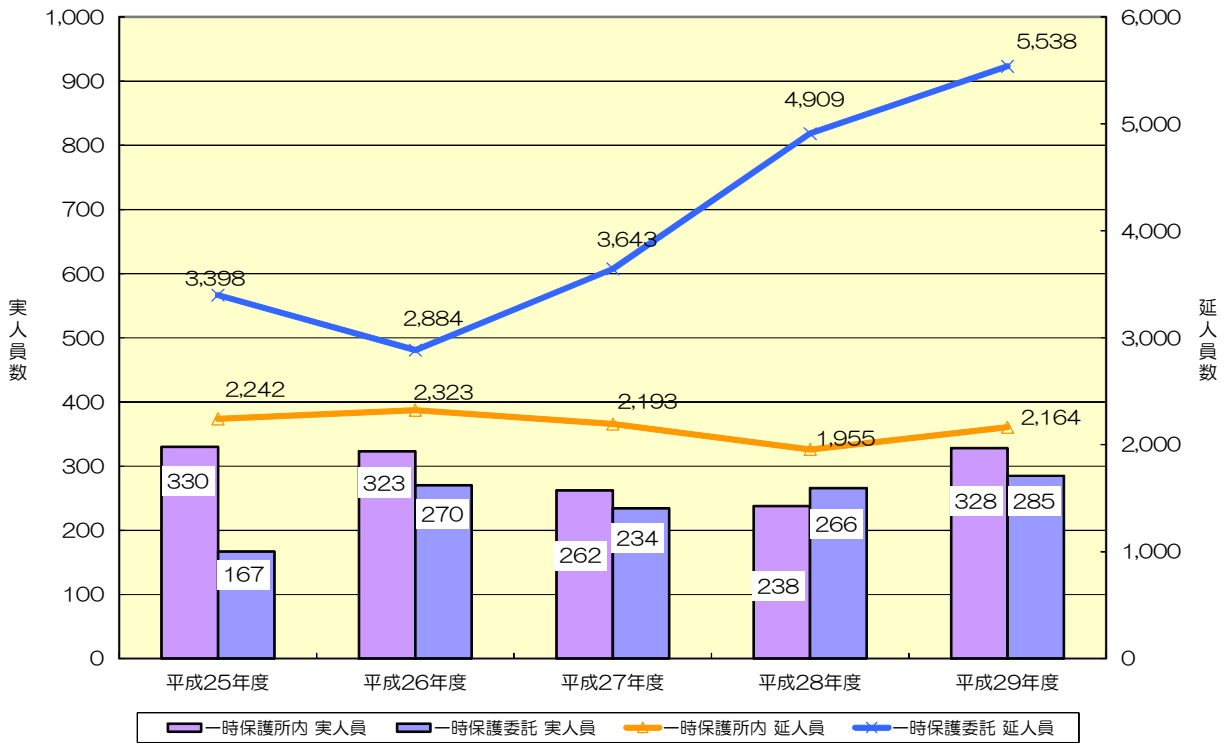

2　一時保護児童相談種別

（1）一時保護所内

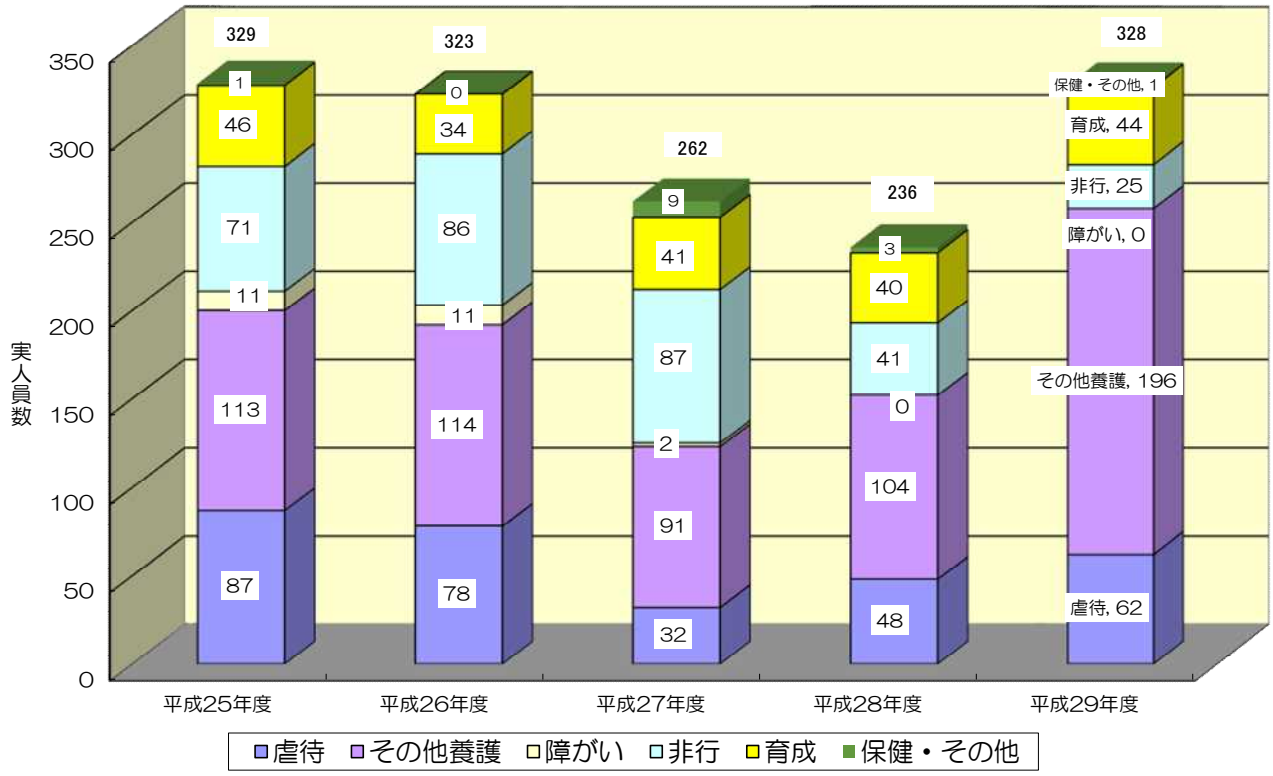

（2）児童養護施設等委託

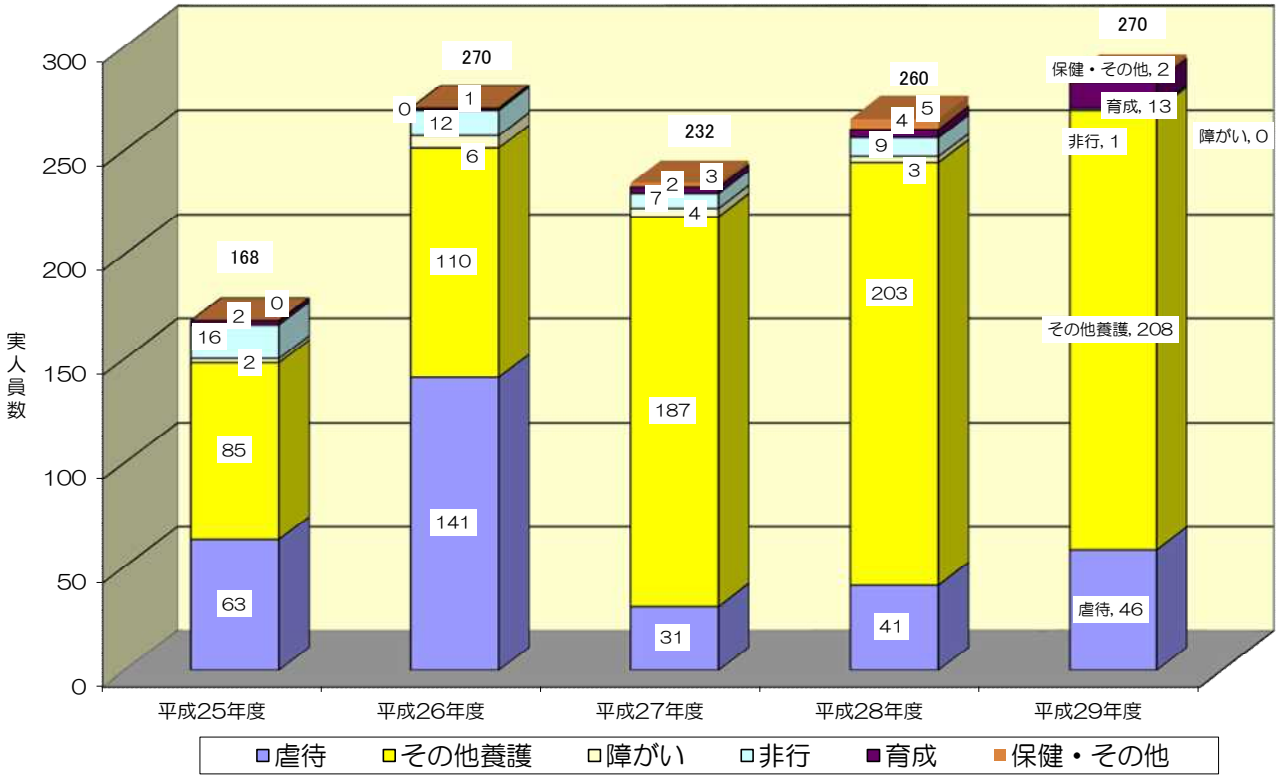

3 年齢別受付件数

（1） 一時保護所内 （実人員）

		０～５歳	６～１１歳	１２～１４歳	１５歳以上	合計
養護	虐待	4	40	11	7	62
	その他	11	54	64	67	196
障がい		0	0	0	0	0
非 行		0	6	14	5	25
育 成		0	17	25	2	44
保健・その他		0	0	0	1	1
合 計		15	117	114	82	328

（2）児童養護施設等委託 （実人員）

		０～５歳	６～１１歳	１２～１４歳	１５歳以上	合計
養護	虐待	34	8	1	3	46
	その他	105	82	8	13	208
障がい		0	0	0	0	0
非 行		0	0	0	1	1
育 成		0	10	0	3	13
保健・その他		0	0	0	2	2
合 計		139	100	9	22	270

4 一時保護後の処遇

（1）一時保護所内 （実人員）

		児童福祉施設入所	里 親	他機関・他児相に移送	帰 宅	その他	合 計	延べ日数
養護	虐待	2	0	0	44	17	63	537
	その他	11	2	0	148	33	194	1,195
障がい		0	0	0	0	0	0	0
非 行		2	0	0	20	3	25	192
育 成		2	0	0	37	5	44	203
保健・その他		0	0	0	0	1	1	37
合 計		17	2	0	249	59	327	
延べ日数		285	19	0	1,129	731		2,164

（2）児童養護施設等委託 （実人員）

		児童福祉施設入所	里 親	他機関・他児相に移送	帰 宅	その他	合 計	延べ日数
養護	虐待	12	8	1	26	10	57	2,709
	その他	20	5	1	138	48	212	2,663
障がい		0	0	0	0	0	0	0
非 行		0	1	0	0	0	1	20
育 成		3	1	0	5	4	13	133
保健・その他		0	0	0	2	0	2	13
合 計		35	15	2	171	62	285	
延べ日数		804	1,674	93	2,157	810		5,538

Ⅴ　各種事業の状況

1　巡回相談

（1）　育成巡回相談

遠隔地からの相談者に広く利用してもらうため、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

（2）　知的障がい児巡回相談

知的障がい児の発見、指導のために、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

実施状況

	保育所幼稚園		小学校		中学校		知的障がい		地区出張相談		心　理相談日		計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
計	0	0	0	0	0	0	5	5	15	52	0	0	20	57
中央	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	5	5
倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	15	52	0	0	15	52
米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2　乳幼児に対する精密健康診査

市町村が実施する１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査の結果、精神発達等について精密健康診査が必要と判断された子どもを対象に、調査・診断を行います。

なお、精密健康診査の結果、引き続き指導することが必要と思われる場合は、関係機関と連携し、事後指導を実施しています。

実施状況

３歳児精密		1.6歳児精密		計	
回数	人員	回数	人員	回数	人員
0	0	0	0	0	0

3　在宅重症心身障がい児（者）の訪問指導

在宅の重症心身障がい児（者）の家庭での療育指導を強化するために、専門職員として保健師が配置されています。日常の看護、生活指導や環境改善、関係医療や施設との連絡調整、訪問指導をしています。

4　こども電話相談

育児、しつけ、言葉のおくれ、不登校、喫煙、性の悩み、異性問題、いじめ等について保護者、児童等からの相談に児童相談員が応じています。

（１）　相談種別

区分	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
中央	43	1	0	0	0	0	0	1	1	0	17	11	0	2	63	139
倉吉	16	0	0	0	0	0	0	1	1	0	12	4	0	5	15	54
米子	31	1	0	0	0	0	0	2	1	0	16	5	0	2	13	71
計	90	2	0	0	0	0	0	4	3	0	45	20	0	9	91	264

(2)相談者別

区分	家族・親戚	本人	その他	計
中央	73	14	52	139
倉吉	29	6	19	54
米子	57	8	6	71
計	159	28	77	264

(3)処理状況

区分	電話で助言指導(来所指示含む)	他児相紹介	他機関紹介	その他	計
中央	137	0	0	2	139
倉吉	53	0	1	0	54
米子	68	0	2	1	71
計	258	0	3	3	264

5 児童虐待防止対策

(1) 児童虐待防止対策事業(福祉相談センター)

児童虐待が年々増加する中、児童虐待の予防、早期発見、早期対応など児童虐待防止対策をより充実させるため、関係機関の連携・啓発活動などを実施しています。

ア 関係機関との連携

・東部圏域関係機関と児童虐待防止に係る連絡会を開催しています。
・児童虐待等の通報対応について警察及び司法関係機関との会議を開催し実務のあり方や連携について協議を行っています。

イ 市町との連携

・各市町が設置する要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)の代表者会議、実務者会議個別支援会議に随時職員を派遣し児童相談所と連携を図っています。
・市町別に地域協議会の実務者会議において、市町児童家庭相談担当課及び保健センター等関係機関との情報共有を図っています。

ウ 鳥取県弁護士会との連携

児童相談所は、児童虐待等について保護者への支援を行っていますが、それらを拒否する場合、法的根拠に基づいた介入を必要とする事案があります。そういった事案に対応するため、鳥取県弁護士会と「児童福祉等に係る弁護士総合相談援助事業に関する協定書」を締結し、適切な法的解決を図っています。

(相談件数 ２４件(全県))

エ 出前相談(虐待等に関する講演等)

地域住民、民生委員、市町村職員、教員、施設職員、保育士、県職員等を対象に出前相談及び虐待に関する講演を行い、虐待の発見時の通告や保護者対応等について啓発を行っています。

（２）　児童相談所職員研修

ア　新規採用職員及び新任職員研修

児童相談所に新規採用となった職員や新任職員を対象に児童相談所の業務や児童相談所運営指針を主に研修を行っています。

１　日　時　平成２９年４月２７日（木）
平成２９年５月８日（月）
平成２９年５月９日（火）

２　内　容　児童相談所運営指針を基本とした児童相談所業務の概要

第１回目：４月２７日（ 木 ）　会場：米子児童相談所会議室

時　間	内　　容	担　　当
14:00～14:30	講話	米子児童相談所　所長　山澤重美
14:30～15:30	・第１章　児童相談所の概要 ・第２章　組織と職員	米子児童相談所 相談課長　市橋　千重
15:45～16:45	・第７章　各種機関との連携 ・第８章　児童相談所の設備、器具、必要書類	米子児童相談所 相談課係長　小笠原明香里
16:45～17:00	米子児童相談所見学	判定保護課長　石橋　弥雪

第２回目：５月８日（ 月 ）　会場：福祉相談センター会議室

時　間	内　　容	担　　当
10:00　～ 11:00	・里親制度について	里親支援とっとり 里親委託等推進員　吉田　信彦
11:00　～ 12:00	・措置費、受診券について	青少年・家庭課　主事　進藤　隆志
13:00　～ 14:30	・第３章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務 ・第４章　援助 ・社会診断について ・施設入所の流れについて	福祉相談センター 児童相談課課長補佐　生田　睦子 児童相談課係長　伊藤　智子
14:45　～ 16:15	・児童相談所業務において必要な法的知識 ＊児童福祉法、児童虐待防止法、民法他	福祉相談センター 児童相談課係長　和田　俊介
16:15～16:30	福祉相談センター見学	

第３回目：５月９日（火）　会場：倉吉児童相談所会議室

時　間	内　　容	担　　当
14:00～15:00	・第６章　事業に係る留意事項	倉吉児童相談所 相談課長　坪倉　嘉隆
15:15～16:15	・第５章　一時保護 ・行動診断について	倉吉児童相談所 判定保護課長　森　英世
16:15～16:30	倉吉児童相談所見学	

イ　とり○（まる）子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～講座

児童相談所職員を対象に研修を行いました。　（実施回数４回　実参加人員６人、延べ参加人員１３人）

※とり○（まる）子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～講座：暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す養育プログラム。

６ その他の事業

（1） 福祉相談センター子育てグループカウンセリング事業（福祉相談センター）

〔目　的〕・・・近年の子育て環境の諸課題への対応の一助として、子育て中の保護者等を対象としたグループカウンセリングを実施することで、当該保護者等の不安の軽減を図ると共に、市町等の自治体と連携することで地域の子育て支援スキルの向上を図ることを目的としています。

〔対象者〕・・・ア　保護者等

児童福祉法に規定する保護者の他、児童福祉施設職員・里親等で子育て中の者で監護する児童の養育上の課題のために子育てに不安を持っている者。

イ　児童

前項の保護者等が監護する児童。

〔実　績〕

区　　分	回　数	実人員	延人員
①　とり○（まる）子育て一般グループ講座	１３	２	１４
②　とり○（まる）子育て個別講座	３２	１０	３９
③　とり○（まる）子育てフォローアップグループ	１７	２２	７６
④　里親向けとり○（まる）子育て講座	１０	４	１６
⑤　とり○（まる）子育て研修会	２	７０	７８
⑥　セカンドステップ	１２	６	４２
⑦　セカンドステップ保護者会	５	６	６

※セカンドステップ：子どもがさまざまな場面で自分の感情を言葉で表現し、対人関係や問題を解決する能力と怒りや衝動をコントロールできるよう社会的スキルを身につけるためのプログラム。

(2)虐待を受けた子どもへの支援事業＜通称ボンジュール＞（倉吉児童相談所）

〔目　的〕・・・虐待あるいは不適切な養育を受けたことにより、社会不適応を起こしている子どもに対して、子ども自身が暴力に頼らない問題解決方法を学び、子どもを支援する側も暴力を用いない方法を学ぶことで、子どもが安心し、家庭や学校、施設で適応して生活できることを目的としています。

〔対象者〕・・・継続指導、児童福祉司指導、施設入所中の子どもとその支援者・保護者

〔実　績〕

◎　子ども支援：児童養護施設に入所中の低学年の子どもを対象に、セカンドステップ（円滑な人間関係や、社会への適応力を体験的に学び、身につけていく教育的プログラム）を実施しました。

実施回数	参加児童数	延べ参加児童数
３４回	７名	３４名

◎　子ども支援：セカンドステップに参加した子ども同士で共に活動しながら、自然との触れ合いを通して、楽しい体験や助け合うことの大切さを学ぶ活動を計画。

日　　時	８月３日（木）～４日（金）
場　　所	大山池・北条オートキャンプ場
内　　容	小集団での野外活動（カヌー体験、野外炊飯）

◎　支援者・保護者支援：とり〇子育て~「親子関係がよくなる言葉かけ」（子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にしつけられるスキルの体得を経験的に学習するプログラム）を実施しました。

種別	参加人数	備　考
支援者１回目	１２名	母子生活支援施設職員、児童発達支援センター職員、市町職員（保健師）
支援者２回目	４名	児童相談所新規職員（夜間指導員）
保　護　者	１名	個別に実施

（３）児童虐待防止支援事業（要保護児童を守る地域づくりの推進と人材育成）

〔目　的〕・・・近年児相が対応する事例が増加する中で、事例の複雑性、困難性が増している。児童虐待の事例では、心理的ケアの必要性が高く、的確な見立てとともに個々の子どもの状態に応じた心理療法等の支援を行っていく必要があり、高い専門性が必要とされる。また、相談事例の中には、発達障がい（疑いも含む）を有する児童も多くケースの見立てや対応に苦慮する現状がある。そのため、心理領域や発達障がいについて専門的な助言者を招き、事例検討を実施することで、事例の見立てや支援内容等について学び、児童心理司として必要な知識や対応スキルの向上を図ることを目的とする。

〔事業の実施状況〕

- 実施回数：４回
- 実施状況：実人員（１１名）、延べ人員（２７名）
- 開催時間：いずれも１０時～正午の２時間
- 助　言　者：鳥取大学医学部大学院医学系研究科教授　井上　雅彦氏
- 受　講　者：県内３児童相談所児童心理司、児童福祉司、児童指導員等

7　里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

里親制度は、保護者がいないなど、やむを得ない事情で家庭で生活することができない子どもを、あたたかい愛情と正しい理解を持って家庭の中で養育するために、里親に委託する制度です。

里親とは、上記の子どもを養育することを希望する者で、知事が適当と認定し、登録された方のことであり、児童相談所では里親登録のための申請受付・調査等や里親の育成、子どもの里親委託などを行っています。

里親には「養育里親」「親族里親」「養子縁組里親」「専門里親」の４種類があります。そのうち、専門里親は、虐待を受けた子どもに対してより専門的な技術・知識をもって養育を行う里親として、その役割が特に期待されています。

また、里親主体の活動の場として、県内では東中西部に各々里親会が結成されており、研修会や児童福祉施設入所児童との交流会等が実施されています。また、鳥取県では、平成 16 年度から、施設入所児童が一時的に里親宅で生活するという「家庭生活体験事業」を実施しており、里親は、施設入所児童に家庭生活を体験する場を提供できる貴重な存在となっています。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、都道府県の委託を受け、養育者の住居を利用して子どもの養育を行うものです。家庭的な環境の下で、養育者の家庭を構成する一員として交流を行い、子どもの自主性を尊重し自立を支援することを目的としています。

(1)里親登録状況

区分	H28年度末登録数 (H29.3.31現在) a	年度内		H29年度末登録数 (H30.3.31現在) a+b-c
		新規登録 b	登録解除 c	
養育里親	66	6	3	69
専門里親	11	1	1	11
親族里親	5	0	0	5
養子縁組里親	19	5	2	22

(2)児童の里親委託状況

区分		前年度末委託児童数	新規・措置変更			措置解除・措置変更									年度末委託児童数
			児童福祉施設から受託	家庭からの受託	その他	帰宅	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	児童福祉施設に入所	他の里親に委託	その他	
里親委託児童数		37	8	7		2	1	1				2		1	45
内訳	養育里親	26	6	6		2		1				1			34
	専門里親	2		1											3
	親族里親	8										1		1	6
	養子縁組里親	1	2				1								2
ファミリーホーム委託児童数		13	3	2		2								1	15

(3)委託児童年齢

区分		0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上	計
里親委託児童数		0	6	15	14	10	45
内訳	養育里親	0	4	14	10	6	34
	専門里親	0	0	1	1	1	3
	親族里親	0	0	0	3	3	6
	養子縁組里親	0	2	0	0	0	2
ファミリーホーム委託児童数		0	3	7	2	3	15

Ⅵ 統計資料

1 経路別相談受付件数

相談区分			都道府県				市町村				児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計	再掲			
			児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等								措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
養護	児童虐待	中央	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	6	0	0	2	0	7	0	0	0	5	1	0	0	23	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2	0	0	0	7	0	0	0	0
		米子	1	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	1	0	17	0	0	3	0	9	0	0	0	0	4	0	0	42	0	0	0	0
		計	1	0	0	0	1	0	1	7	1	1	0	1	0	23	0	0	6	0	18	0	0	0	7	5	0	0	72	0	0	0	0
	その他	中央	3	0	0	0	0	0	2	26	2	26	0	1	0	82	0	0	3	0	24	1	0	0	41	40	4	18	273	8	9	0	43
		倉吉	5	1	0	0	49	1	0	56	0	8	0	1	0	17	0	0	2	0	7	2	1	0	32	15	9	6	212	2	6	0	16
		米子	7	0	0	2	0	0	0	16	0	15	0	0	4	14	0	0	4	4	18	1	1	1	83	25	13	3	211	11	13	0	31
		計	15	1	0	2	49	1	2	98	2	49	0	2	4	113	0	0	9	4	49	4	2	1	156	80	26	27	696	21	28	0	90
保健		中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2
障がい	肢体不自由	中央	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	7	0	0	0	0
	視聴覚障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0
	知的障がい	中央	10	40	0	0	1	0	0	11	0	3	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	153	0	15	0	237	0	0	5	0
		倉吉	0	10	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	0	1	0	85	0	0	0	0
		米子	2	0	0	26	6	0	0	21	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	212	0	5	1	274	0	4	0	0
		計	12	50	0	26	10	0	0	32	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	436	0	21	1	596	0	4	5	0
	発達障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2
		計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	5	0	0	0	4

相談区分			都道府県				市町村				児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計	再掲			
			児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等								措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
非行	ぐ犯行為	中央	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	2	15	1	0	0	1
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	6	0	1	0	11	2	0	0	1
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	13	2	0	0	1
		計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	0	0	7	0	0	0	0	1	0	0	0	22	0	1	2	39	5	0	0	3
	触法行為	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	8	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	22	0	0	0	0
育成	性格行動	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	53	0	0	5	65	0	0	0	17
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	46	0	3	0	53	0	0	0	12
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	26	0	3	0	31	1	0	0	16
		計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	7	1	0	0	125	0	6	5	149	1	0	0	45
	不登校	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	22	1	0	0	25	0	1	0	11
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	11	0	0	0	4
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	0	1	0	7	0	0	0	5
		計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	37	1	1	0	43	0	1	0	20
	適性	中央	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	9	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	2	12	0	0	0	0
	育児・しつけ	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	2
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	9	0	0	2	5
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2
		計	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	14	0	0	2	9
その他		中央	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	7	4	0	0	0	0	0	0	0	33	3	13	15	79	0	0	0	63
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	8	2	3	3	21	0	0	0	15
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	15	3	26	0	0	0	13
		計	2	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	8	6	0	0	0	1	0	0	0	46	7	31	21	126	0	0	0	91
中央			15	43	0	0	1	0	4	42	3	34	0	2	0	115	4	0	5	0	36	1	0	0	326	45	32	42	750	9	10	5	139
倉吉			5	11	0	0	53	1	0	61	1	11	0	1	0	18	2	0	3	0	14	2	1	0	187	17	17	9	414	4	6	2	54
米子			10	0	0	28	6	0	0	44	4	17	0	1	0	41	1	0	8	4	28	2	1	1	351	31	37	7	622	14	17	0	71
計			30	54	0	28	60	1	4	147	8	62	0	4	0	174	7	0	16	4	78	5	2	1	864	93	86	58	1,786	27	33	7	264

2 相談処理件数

相談区分			面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒、誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致27条の1の4	障がい児施設等への利用契約	その他	合計
			助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	家庭裁判所送致27条の3	通所						
養護	児童虐待	中央	2	16	0	3	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	2	0	0	0	27
		倉吉	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	7
		米子	1	25	0	1	0	2	0	0	0	0	6	0	0	0	5	0	0	2	42
		計	3	44	0	6	0	2	0	0	0	0	12	0	0	0	7	0	0	2	76
	その他	中央	189	38	6	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	8	0	0	14	268
		倉吉	173	5	3	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	6	196
		米子	79	82	0	0	0	4	0	0	0	0	18	0	0	0	8	0	1	15	207
		計	441	125	9	0	0	4	0	0	0	0	40	0	0	0	16	0	1	35	671
保健	中央		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	倉吉		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	米子		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
障がい	肢体不自由	中央	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
		計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	8
	視聴覚障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	知的障がい	中央	235	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	237
		倉吉	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85
		米子	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4	270
		計	580	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	4	592
	発達障がい	中央	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		倉吉	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		米子	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		計	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5

相談区分			面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒、誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致27条の1の4	障がい児施設等への利用契約	その他	合計
			助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	家庭裁判所送致27条の3	通所						
非行	ぐ犯行為	中央	3	4	0	2	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	2	0	0	15
		倉吉	5	2	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	11
		米子	1	7	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	13
		計	9	13	0	2	0	0	0	0	0	3	9	0	0	0	1	2	0	0	39
	触法行為	中央	0	0	0	5	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	13
		倉吉	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		米子	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7
		計	0	4	0	8	0	0	0	0	0	9	1	0	0	0	0	0	0	0	22
育成	性格行動	中央	34	24	0	2	0	1	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	64
		倉吉	43	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52
		米子	16	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	31
		計	93	46	1	2	0	1	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	147
	不登校	中央	15	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	26
		倉吉	11	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
		米子	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
		計	31	10	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	48
	適性	中央	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
		倉吉	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	しつけ	中央	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		倉吉	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
		米子	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		計	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
その他	中央		67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	71
	倉吉		18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	21
	米子		20	0	1	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	26
	計		105	0	1	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	7	118
中央			559	88	6	12	0	2	0	0	0	9	22	0	5	0	10	2	5	19	739
倉吉			348	22	4	3	0	0	0	0	0	2	13	0	0	0	1	0	2	9	404
米子			387	133	2	4	0	6	0	0	0	1	33	0	0	0	14	0	12	21	613
計			1,294	243	12	19	0	8	0	0	0	12	68	0	5	0	25	2	19	49	1,756

3 年齢区分別・相談受付件数

			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	合計
養護	児童虐待	中央	4	1	2	0	1	1	0	0	0	4	2	3	0	2	1	0	2	0	0	23
		倉吉	2	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	7
		米子	4	3	1	0	0	2	2	1	3	5	2	6	4	4	2	0	1	1	1	42
		計	10	4	3	0	2	3	2	1	5	9	4	10	4	6	3	1	3	1	1	72
	その他	中央	22	11	23	13	15	23	20	13	17	16	18	8	15	13	8	7	16	12	3	273
		倉吉	16	14	10	11	10	7	3	9	12	28	10	13	6	8	11	17	11	13	3	212
		米子	10	4	7	15	11	12	12	6	16	10	7	7	6	12	8	15	11	21	21	211
		計	48	29	40	39	36	42	35	28	45	54	35	28	27	33	27	39	38	46	27	696
保健	中央		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	倉吉		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	米子		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
障がい	肢体不自由	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	1	1	1	7
	視聴覚障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障がい	中央	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
		計	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
	知的障がい	中央	0	1	6	2	13	7	21	14	5	4	12	9	10	16	19	17	13	27	41	237
		倉吉	0	0	0	0	3	4	2	0	3	9	4	5	4	2	13	9	5	12	10	85
		米子	0	0	6	10	7	16	7	18	14	15	9	17	22	6	15	24	29	41	18	274
		計	0	1	12	12	23	27	30	32	22	28	25	31	36	24	47	50	47	80	69	596
	発達障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		米子	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		計	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	5

			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	合計
非行	ぐ犯行為	中央								0	1	1	0	1	0	1	7	1	1	1	1	15
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	0	2	1	2	0	11
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	1	3	2	2	1	0	0	13
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	3	2	8	9	5	3	3	1	39
	触法行為	中央	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	2	3	1	3	2	0	0	0	0	14
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	2	0	0	0	0	8
		計	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	2	3	3	7	4	0	0	0	0	22
育成	性格行動	中央	0	0	1	1	3	1	1	2	9	7	5	7	4	8	5	3	5	2	1	65
		倉吉	0	0	0	1	0	0	0	4	4	5	2	2	4	6	11	3	8	3	0	53
		米子	0	0	0	0	1	0	3	1	0	1	2	1	1	9	6	2	2	2	0	31
		計	0	0	1	2	4	1	4	7	13	13	9	10	9	23	22	8	15	7	1	149
	不登校	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	3	2	4	2	5	1	2	0	25
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	1	5	1	0	0	0	11
		米子	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	3	1	0	0	0	7
		計	0	0	0	0	0	0	1	0	3	3	4	4	2	6	10	7	1	2	0	43
	適性	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	1	0	1	3	9
		倉吉	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1	0	0	1	0	2	0	1	3	12
	育児・しつけ	中央	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		倉吉	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	9
		米子	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
		計	1	0	6	2	1	0	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	14
その他	中央		5	1	2	2	2	3	3	0	1	4	2	4	1	4	7	5	4	7	22	79
	倉吉		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	3	1	3	3	5	21
	米子		0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	0	0	2	2	3	14	26
	計		6	1	3	2	2	3	5	2	1	4	3	5	3	5	10	8	9	13	41	126
中央			32	14	35	18	36	35	47	29	38	40	45	38	34	51	51	39	44	53	71	750
倉吉			19	14	16	14	14	11	6	13	24	43	19	24	16	23	43	35	29	33	18	414
米子			15	8	15	25	20	30	27	28	35	33	22	32	38	39	38	48	46	68	55	622
計			66	36	66	57	70	76	80	70	97	116	86	94	88	113	132	122	119	154	144	1786

4 児童虐待相談状況（処理件数）

（1）虐待件数推移

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
中央	29	23	15	22	35	85	30	34	35	27
倉吉	18	11	9	13	9	16	4	12	2	7
米子	39	34	25	28	59	54	48	41	47	42
計	47	86	68	49	63	103	82	87	84	76
全国	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,578	133,778

（2）虐待経路別相談件数

区分		総数	都道府県・指定都市・中核市	市町村	児童福祉施設・指定医療機関	児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関	学校等	里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族						親戚	近隣・知人	児童本人	その他
														虐待者本人			虐待者以外						
														父親	母親	その他	父親	母親	その他				
29年度	中央		0	1	2	0	0	6	0	4	7	0	0	0	3	0	2	1	0	0	1	0	0
	倉吉	7	0	1	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	米子	42	1	7	0	1	17	0	3	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0
	県計	49	1	9	3	1	17	6	3	14	9	0	0	0	4	0	2	1	0	5	1	0	0
鳥取県（28年度）		82	2	12	6	1	0	16	0	7	7	0	0	2	11	0	1	8	3	1	4	1	0
増減数		△6	△1	△3	△3	0	17	△10	3	7	2	0	0	△2	△7	0	1	△7	△3	4	△3	△1	0

（3）虐待の内容別相談件数

区分		総数	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
29年度	中央	27	11	13	0	3
	倉吉	7	4	1	0	2
	米子	42	20	12	0	10
	県計	76	35	26	0	15
鳥取県（28年度）		84	28	28	2	26
増減数		△8	7	△2	△2	△11

(4)主たる虐待者

区分		総数	父		母		その他
			実父	実父以外	実母	実母以外	
29年度	中央	27	7	1	19	0	0
	倉吉	7	3	0	4	0	0
	米子	42	7	4	27	1	3
	県計	76	17	5	50	1	3
鳥取県（28年度）		84	19	7	54	2	2
増減数		△８	△２	△２	△４	△１	1

(5)被虐待児童の年齢構成

区分		総数	0～3歳未満	3～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他
29年度	中央	27	9	2	10	3	3
	倉吉	7	2	1	3	1	0
	米子	42	8	3	19	9	3
	県計	76	19	6	32	13	6
鳥取県（28年度）		82	19	12	29	16	6
増減数		△６	0	△６	3	△３	0

(6)虐待相談の処理種類別内訳

区分		総数	施設入所	里親委託	面接指導	その他
29年度	中央	27	4	2	18	3
	倉吉	7	2	0	3	2
	米子	42	6	5	26	5
	県計	76	12	7	47	10
鳥取県（28年度）		82	16	0	62	4
増減数		△６	△４	7	△15	6

5 調査、判定及び心理療法、カウンセリング状況

		調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
			診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	心理判定員等	児童福祉司等	その他の所員
児童	中央	1,158	49	0	0	141	53	175	100	301	0	0	171	275	0
	倉吉	487	43	0	0	115	10	80	43	131	0	0	174	87	0
	米子	1,133	45	0	0	203	42	200	92	496	0	0	346	345	0
	計	2,778	137	0	0	459	105	455	235	928	0	0	691	707	0
保護者	中央	3,424	2	0	0	0	2	0	5	353	0	0	118	429	0
	倉吉	1419	37	0	0	1	6	0	1	218	0	0	20	148	0
	米子	3,327	0	0	0	1	1	0	9	339	0	0	34	481	0
	計	8,170	39	0	0	2	9	0	15	910	0	0	172	1,058	0
その他	中央	6,967	1	0	0	0	2	0	5	118	0	0	31	238	0
	倉吉	3301	1	0	0	0	0	1	1	166	0	0	46	85	0
	米子	8,171	0	0	0	0	0	0	0	186	0	0	47	400	0
	計	18,439	2	0	0	0	2	1	6	470	0	0	124	723	0
計	中央	11,549	52	0	0	141	57	175	110	772	0	0	320	942	0
	倉吉	5,207	81	0	0	116	16	81	45	515	0	0	240	320	0
	米子	12,631	45	0	0	204	43	200	101	1,021	0	0	427	1,226	0
	計	29,387	178	0	0	461	116	456	256	2,308	0	0	987	2,488	0

６ 一時保護状況

（１）一時保護児童数

	実　人　員						延　人　員					
	養護	障がい	非行	育成	その他	計	養護	障がい	非行	育成	その他	計
中央	121	0	12	27	0	160	688	0	72	149	0	909
倉吉	45	0	4	15	0	64	313	0	46	41	0	400
米子	92	0	9	2	1	104	731	0	74	13	37	855
計	258	0	25	44	1	328	1,732	0	192	203	37	2,164

（２）一時保護委託児童数

	実　人　員					延　人　員				
	警察	施設	里親	その他	計	警察	施設	里親	その他	計
中央	0	131	65	2	198	0	1,615	384	82	2,081
倉吉	0	14	0	0	14	0	484	0	0	484
米子	0	46	17	10	73	0	814	178	1981	2973
計	0	191	82	12	285	0	2,913	562	2,063	5,538

7 児童福祉施設等入退所状況

施設名		入所定員 (H29.4.1)	入所児童数 (H30.3.31)	入所				退所			
				中央	倉吉	米子	計	中央	倉吉	米子	計
県内施設	鳥取こども学園乳児部	15	8	1	1	0	2	3		0	3
	米子聖園ベビーホーム	20	16	0		9	9	0	2	10	12
	鳥取こども学園	58	47	5		1	6	8		1	9
	青谷こども学園	35	27	4	3	0	7	4	2	0	6
	因伯子供学園	40	23	1	5	3	9	2	5	2	9
	光徳子供学園	30	15	5	1	1	7	0	4	14	18
	米子聖園天使園	50	40	0		6	6	1		7	8
	皆成学園	65	23	0		1	1	4		4	8
	松の聖母学園	20	10	0		0	0	3	1	0	4
	総合療育センター入所部	25	2	2	2	0	4	3	2	0	5
	喜多原学園	36	6	3	1	8	12	3	1	5	9
	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	160	5	0		0	0	0		0	0
	総合療育センター（重症心身障がい児）	25	2	0		0	0	0		1	1
	鳥取こども学園希望館 入所	30	16	2	1	3	6	3	1	5	9
	鳥取こども学園希望館 通所	15	8	5		0	5	9		0	9
	ファミリーホーム		15	2		6	8	0		5	5
	里親委託		45	8	1	7	16	1	1	5	7
県外施設			6	1	1	1	3	2		2	4
計		624	314	39	16	46	101	46	19	61	126

Ⅶ　その他資料

1　県内児童福祉施設等一覧

施設種別	名　称	電　話	所在地
乳　児　院	鳥取こども学園乳児部	0857-22-4225	鳥取市立川町 5-417
	米子聖園(みその)ベビーホーム	0859-29-5924	米子市上後藤 4-2-36
児童養護施設	鳥取こども学園	0857-22-4206	鳥取市立川町 5-417
	青谷こども学園	0857-85-0358	鳥取市青谷町善田 31-1
	因伯子供学園	0858-22-2639	倉吉市みどり町 3249
	光徳子供学園	0859-54-2550	西伯郡大山町名和 1239-1
	米子聖園(みその)天使園	0859-29-4364	米子市上後藤 4-2-36
福祉型障害児入所施設	松の聖母学園	0857-59-0361	鳥取市白兎 12-1
	皆成(かいせい)学園	0858-22-7188	倉吉市みどり町 3564-1
福祉型児童発達支援センター	若草学園	0857-28-1233	鳥取市湖山町西 1-516
	あかしや	0859-29-2585	米子市夜見町 330-3
医療型児童発達支援施設	総合療育センター(入所部)	0859-22-6164	米子市上福原 7-13-1
	総合療育センター(通園部)	0859-34-2911	米子市上福原 7-13-1
	鳥取療育園	0857-29-8889	鳥取市江津 260
	中部療育園	0858-22-7191	倉吉市南昭和町 15
児童心理治療施設	鳥取こども学園希望館	0857-21-9551	鳥取市立川町 5-417
児童自立支援施設	喜多原学園	0859-27-1101	米子市泉 706
医療型障がい児入所施設 指定発達支援医療機関	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	0857-59-1111	鳥取市三津 876
	総合療育センター	0859-22-6164	米子市上福原 7-13-1
児童自立援助ホーム	鳥取フレンド	0857-27-1198	鳥取市西町 2-103
	鳥取スマイル	0857-23-4590	鳥取市西町３丁目４１７
	ピアホーム	0859-31-5339	米子市博労町 1-182-11
ファミリーホーム	ビーハイブ	0857-29-6989	鳥取市北園 1-144　野口 庸治 宅
	来夢来人	0858-36-5071	東伯郡北栄町弓原 391-1 福谷 則枝 宅
	マザーズパーム	0859-53-3169	西伯郡大山町唐王 689 小原 幸恵 宅

２ 障がい児（者）のための各種制度案内

平成１８年１０月より、障がい児施設（知的障がい児施設、知的障がい児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障がい児施設等）は、措置から契約方式に変わりました。

ここに紹介するのは制度概要です。制度によっては所得等による支給制限や一部負担などがあります。制度の詳細及び手続きについては、各相談窓口でおたずねください。

（1） 手帳

①身体障害者手帳

申請に基づいて、手帳の交付を受けることにより、身体障がい児（者）が一貫した指導・相談を受けることができるとともに、各種の援護措置の利用が可能になります。（各種の援護を受けるためには、原則として手帳の所持が必要です。）

障がい程度・・・等級　１～６級

種　　類・・・視覚障がい、聴覚又は平衡機能障がい、音声・言語又はそしゃく機能障がい、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障がい）、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

②療育手帳

知的障がい児（者）が一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくするため、手帳が交付されます。

障がい程度・・・Ａ（最重度・重度）　Ｂ（中度・軽度）

ただし、中度であっても身体障害者手帳１～３級所持者はＡとなります。

（2）手当・年金

①特別児童扶養手当

概ね、身体障害者手帳３級以上又は身体や知的に中程度以上の障がいのある 20 歳未満の児童を扶養している保護者に対して、手当が支給されます。（月額　１級　50,400 円　２級 33,570 円）

②障害児福祉手当

２０歳未満であり、政令で定める程度の重度の状態にあるため、日常生活における常時の介護を必要とする在宅の方に手当が支給されます。（月額　14,280 円）

③心身障害者扶養共済

心身障がい児（者）を扶養している方が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり、重度障がい者になった場合に、残された本人に終身給付金が支給されます。

（3）医　療

①自立支援医療（育成医療）

身体に障がいのある児童又は現存する疾患があり、これを放置すれば、将来障がいに至ると認められる児童に対し、確実な治療効果が期待できる場合に、その必要な医療を給付します。（例：口唇口蓋裂手術、人工透析等）

②特別医療費助成

心身に重度の障がいのある方が医療保険で医療を受けた場合に、自己負担分を助成する制度です。

（4）「自閉症・発達障がいのある方」の相談窓口

鳥取県では、平成１６年４月から知的障がい児施設皆成学園内に自閉症等発達障がいに係る支援等を専門的に行う、鳥取県自閉症・発達障がい支援センター『エール』を開設しています。自閉症・発達障がいに関する療育・就労等の支援や相談を行うとともに、関係機関等に対する支援技術等の普及啓発及び研修などを行っています。　　電話 0858-22-7208　ＦＡＸ0858-22-7209

（5） 身体障がい児（者）の主な援護制度一覧

制　　度	相談窓口	備　　考
身体障害者手帳	市福祉事務所、町村福祉担当課	Ｐ４２参照
特別児童扶養手当	市福祉事務所、町村福祉担当課、県	〃
障害児福祉手当	〃	〃
特別障害者手当	〃	重度の障がいのため日常生活に常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の方が対象
国民年金（障害基礎年金）	市町村国民年金担当課、年金事務所	
心身障害者扶養共済制度	市福祉事務所、町村福祉担当課、県	障がい者（児）を扶養している方〔加入者〕が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり重度障がい者になった場合に扶養されていた障がい児（者）に年金が支給される。
育成医療給付制度	保健所（県福祉保健局内）	障がいの軽減・除去や機能回復のために医療を受ける場合
特別医療費助成制度	市町村特別医療担当課	1 級又は 2 級の身体障害者手帳を所持している方及び 3 級又は 4 級の身体障害者手帳を所持し、知能指数が概ね 50 以下と判定された方が対象
公共交通機関の利用料金割引	鉄道、バス、タクシー、航空等各会社	身体障害者手帳提示
有料道路通行料の割引	市福祉事務所、町村福祉担当課	障がい者本人又は介護者が運転する場合
県立施設等の利用料減免	各施設等	身体障害者手帳提示
NHK 放送受信料の減免	ＮＨＫ各放送局	免除については、市町村長又は福祉事務所長の証明が必要。
NTT 番号案内の無料	NTT 各支店	身体障害者手帳を所持している方で、一定以上の障がいがある視覚障がい者、肢体不自由者（下肢不自由者を除く）が対象
郵便料の減免	郵便局	
携帯電話料金の割引	各携帯電話会社・取扱店	身体障害者手帳提示
預貯金利子等の非課税	税務署、県税事務所	預貯金等の預け入れの際、障がい者であることを証明する書類を金融機関に提出することが必要。
所得税の控除	税務署	本人、控除対象配偶者、又は扶養親族が障がい者である場合
住民税の控除	市町村税務担当課	〃
相続税の控除	税務署	法定相続人である障がい者が相続により財産取得した場合
贈与税の非課税	〃	重度の障がい者が贈与により財産を取得した場合
事業税の非課税	県税事務所	重度の視覚障がい者があんま、はり等の事業を行う場合
(軽)自動車税・自動車取得税の免除	県税事務所、市町村税務担当課	一定程度以上の障がいのある者等が自動車を所有（取得）する場合
補装具の交付及び修理	市福祉事務所、町村福祉担当課	身体障害者手帳を所持する方が対象
日常生活用具の給付及び貸与	〃	在宅の重度障がいのある方で、日常生活用具が必要と認められる方が対象
ホームヘルプ（訪問介護）	〃	障害者総合支援法の対象。左記のサービスを受けるためには、市町村での支給決定を受け、各サービス提供事業者との契約の締結が必要。
デイサービス（日帰り介護）	〃	
ショートステイ（短期入所）	〃	
障害者住宅改良助成事業	〃	1･2 級の身体障害者手帳を所持する方の属する世帯が対象

（6） 知的障がい児（者）の主な援護制度一覧

制　　度	相談窓口	備　　考
療育手帳	市福祉事務所、町村福祉担当課、	P42参照
特別児童扶養手当	市福祉事務所、町村福祉担当課、県	〃
障害児福祉手当	〃	〃
特別障害者手当	〃	重度の障がいのため、日常生活に常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の方が対象
国民年金（障害基礎年金）	市町村国民年金担当課、年金事務所	
心身障害者扶養共済制度	市福祉事務所、町村福祉担当課、県	障がい者（児）を扶養している方〔加入者〕が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり重度障がい者になった場合に扶養されていた障がい児（者）に年金が支給されます。
特別医療費助成制度	市町村特別医療担当課	重度の知的障がい者として判定を受けられた方、3級又は 4 級の身体障害者手帳を所持し、かつ知能指数が概ね 50 以下と判定された方が対象
公共交通機関の利用料金割引	鉄道、バス、タクシー、航空等各会社	療育手帳提示
有料道路通行料の割引	市福祉事務所、町村福祉担当課	障がい者本人又は介護者が運転する場合
県立施設等の利用料減免	各施設等	療育手帳提示
NHK 放送受信料の減免	ＮＨＫ各放送局	免除については、市町村長又は福祉事務所長の証明が必要。
NTT 番号案内の無料	NTT 各支店	療育手帳を所持している方で、一定以上の障がいがある視覚障がい者、肢体不自由者（下肢不自由者を除く）が対象
携帯電話料金の割引	各携帯電話会社・取扱店	療育手帳提示
預貯金利子等の非課税	税務署、県税事務所	預貯金等の預け入れの際、障がい者であることを証明する書類を金融機関に提出することが必要。
所得税の控除	税務署	本人、控除対象配偶者、又は扶養親族が障がい者である場合
住民税の控除	市町村税務担当課	〃
相続税の控除	税務署	法定相続人である障がい者が相続により財産取得した場合
贈与税の非課税	〃	重度の障がい者が贈与により財産を取得した場合
(軽)自動車税・自動車取得税の免除	県税事務所、市町村税務担当課	一定程度以上の障がいのある障がい者又はその方と生計を一にする方が自動車を所有（取得）する場合
日常生活用具の給付及び貸与	市福祉事務所、町村福祉担当課	重度障がいのある在宅の方で、日常生活用具が必要と認められる方が対象
ホームヘルプ（訪問介護）	〃	障害者総合支援法の対象。左記のサービスを受けるためには、市町村での支給決定を受け、各サービス提供事業者との契約の締結が必要。
デイサービス（日帰り介護）	〃	
ショートステイ（短期入所）	〃	
障害者住宅改良助成事業	〃	療育手帳 A を所持される方の属する世帯が対象

児童相談所のご案内

１８歳未満の児童に関することは、どなたからでも専門のスタッフが相談をお受けします。

●相談方法　来所、電話、メール、手紙など様々な方法でお受けしています。
（詳しくお話を伺う必要がある場合、継続した相談を希望する場合は、来所相談や電話相談をお願いします。）

●受付時間　月曜日から金曜日まで　午前８時３０分～午後５時１５分（年末・年始、祝祭日を除く）
ただし、児童虐待等緊急を要する相談は土日・祝祭日や夜間でも対応しています。

●相談内容の秘密は固く守ります。

●相談や検査はすべて無料です。

【連絡先】

福祉相談センター
（中央児童相談所）
〒680-0901　鳥取市江津 318-1
TEL 0857-23-1031　FAX 0857-21-3025
メール　fukushisodan@pref.tottori.lg.jp

倉吉児童相談所
〒682-0881　倉吉市宮川町 2-36
TEL 0858-23-1141　FAX 0858-23-6367
メール　kurayoshijidosodan@pref.tottori.lg.jp

米子児童相談所
〒683-0052　米子市博労町 4-50
TEL 0859-33-1471　FAX 0859-23-0621
メール　yonagojidosodan@pref.tottori.lg.jp

こども電話相談のご案内

児童相談員が子どもさんの悩みや子どもさんに関する相談を、専門ダイヤルにてお受けしています。お気軽に御利用ください。

●受付時間　月曜日から金曜日まで　午前８時３０分～午後５時００分（年末・年始、祝祭日を除く）

福祉相談センター
（中央児童相談所）
TEL 0857-29-5460

倉吉児童相談所
TEL 0858-22-4152

米子児童相談所
TEL 0859-33-2020

児童相談所業務概要

平成３０年１２月

編集・発行　鳥取県福祉相談センター
（鳥取県中央児童相談所）
鳥取県倉吉児童相談所
鳥取県米子児童相談所

このみずみずしさを未来へ

鳥取県

２０１８